

令和3年度 あさぎり町議会第3回会議会議録（第10号）						
招集年月日	令和3年9月7日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和3年9月14日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	令和3年9月14日 午後4時43分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 14名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷節雄	○	8	山口和幸	○
	2	岩本恭典	○	9	永井英治	○
	3	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	12	溝口峰男	○
	6	小出高明	○	13	森岡勉	○
	7	豊永喜一	○	14	徳永正道	○
議事録署名議員	5番 橋本誠 6番 小出高明					
出席した議会書記	事務局長 山本祐二 事務局書記 丸山修一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	教育長	米良隆夫	○
	副町長	加藤弘	○	教育課長	出田茂	○
	税務課長	池上聖吾	○	教育課長補佐	山口宏子	○
	税務課長補佐	石井誠	○	教育課長補佐	藤本安則	○
	町民課長	深水昌彦	○	教育課指導主事	小園貴寛	○
	町民課長補佐	中竹健次	○	高齢福祉課長	木下尚宏	○
	生活福祉課長	蓑田輝幸	○	高齢福祉課長補佐	尾方圭	○
	生活福祉課長補佐	上田日和	○	高齢福祉課派遣(局長)	前田和博	○
	生活福祉課長補佐	小田淳	○	健康推進課長	大藪哲夫	○
				健康推進課長補佐	吉田酉子	○
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第10号）

- 日程第 1 認定第 1号 令和2年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 2 認定第 2号 令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 3 認定第 3号 令和2年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 4 認定第 4号 令和2年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 5 認定第 5号 令和2年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 6 認定第 6号 令和2年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 認定第 1号 令和2年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 2 認定第 2号 令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 3 認定第 3号 令和2年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 4 認定第 4号 令和2年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 5 認定第 5号 令和2年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 6 認定第 6号 令和2年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑)
-

午前10時00分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。御着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。本日は厚生文教常任委員会所管課分と税務課分についての説明及び質疑を行います。

日程第1 認定第1号

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、認定第1号、令和2年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。池上税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） おはようございます。税務課所管分について御説明を申し上げます。9ページ

をお願いいたします。歳入から御説明いたします。町税の収入、徴収状況でございます。項1市町村民税、調定額5億3,227万2,728円。収入済額5億2,111万8,099円。不納欠損額79万5,580円。収入未済額1,035万9,049円。徴収率97.9%で、対前年比0.3ポイントを減少しております。項2固定資産税、調定額6億5,481万5,967円。収入済額5億7,262万6,800円。不納欠損額233万5,400円。収入未済額7,985万3,767円。徴収率87.4%で、対前年比0.5ポイント上昇しております。項3軽自動車税、調定額6,925万4,252円。収入済額6,838万7,084円。不納欠損額1万8,400円。収入未済額84万8,768円。徴収率は98.7%で、対前年比0.2ポイント上昇しております。項4市町村たばこ税、調定額8,407万286円。収入済額同額です。徴収率100%です。町税の合計、最上段になりますが、調定額13億4,041万3,233円。収入済額12億4,620万2,269円。不納欠損額314万9,380円。収入未済額9,106万1,584円。徴収率93%で、対前年比0.1ポイント減少しております。町税の合計の内訳になります。前年度調定額12億、現年度調定額12億4,504万7,168円に対し、収入済額12億3,409万7,076円。徴収率99.1%で、前年度比0.3ポイントの上昇。過年度分調定額9,536万6,065万円に対し、収入済額1,210万5,193円、徴収率12.7%で前年比4.5ポイント上昇しております。現年過年ともに徴収率は上昇し、全体では0.1ポイント減少しておりますが、理由としましては、調定額全体に占める過年度分の調定額の割合が令和元年度分より令和2年度分のほうが多くなっているためこのような現象が起こっております。町税の町税合計の今年度収入済額が前年度収入済額に対し5億1,390万ほど減少しております。その要因としましては、新型コロナウイルス及び7月豪雨の影響による徴収猶予や減免によるものもありますけれども、最も影響したのものについて、影響したものは、令和元年度にあった住民税の大口の譲渡所得の所得割額が減少したことによるものでございます。次に13ページをお願いいたします。下段の項2手数料、節1徴収手数料、徴税手数料。収入済額187万1,350円は、督促手数料と税関係証明手数料でございます。次に、20ページをお願いいたします。上段の項3県委託金、目1総務費県委託金、節2徴税费委託金、これは個人県民税納税義務者1人当たり3,000円と令和元年度精算金の精算額の合計額となります。次に、22ページをお願いいたします。下段の項1延滞金加算金及び過料、節1延滞金は、主に過年度分の町税の延滞金です。以上で歳入の説明を終わります。次に、43ページをお願いいたします。歳出になります。主だったものみの説明とさせていただきます。最下段、項2徴税费になります。次のページをお願いいたします。節1報酬の会計年度任用職員報酬は、国保税職員の産休代替と、住民税申告時庶務の2名分でございます。その下のマイクロバス運転手報酬は、令和3年申告相談の会場を須恵文化ホール1ヶ所に設定したため、前の会場4ヶ所と須恵文化ホールとのシャトルバス運転手の報酬でございます。節3職員手当等、備考欄の下から4行目、時間外手当は申告相談のための給与支払い報告書の入力者作業や、相談当日の申告書整理作業、それから各種税の賦課作業処理、徴収などの時間外勤務手当になります。次のページをお願いいたします。節12委託料、備考の固定資産土地評価業務委託料、これは3年に1回の評価替えに備え、土地の評価調整を行うものでございます。その下の固定資産家屋評価業務委託料は、新增改築分合わせて49棟の評価委託をしているものでございます。節13使用料及び賃借料の統合型土地情報システム使用料は、土地情報のクラウドサービスソフトウェア使用料でございます。節17備品購入費は、申告会場のブース間を間仕切りするためのパーテーションでございます。節18負担金補助及び交付金の備考の3段目、たばこ小売組合補助金は、たばこ販売協同組合あさぎり支部に対する助成金で、お客様へのサービスライターや携帯灰皿の配布による喫煙マナーの周知とそれから促進販売による、促進販売により税収の向上に貢献されております。下から2段目のデマンド交通無料乗車補助金は、申告会場が遠くなられた方への交通手段の確保として、65歳以上になられる方及び身体障害者手帳をお持ちの方が対象です。実績は10名でそのうち2

名は片道の御利用でございました。目2賦課徴収費、節11役務費、備考の2段目、軽自動車納付情報提供業務手数料は、軽自動車税の申告情報データをCDで受け取るための手数料でございます。その下の軽自動車税環境性能割徴収取得費は、地方税の改正により自動車取得税が廃止され、環境性能割が導入されたもので、前年の徴収実績の5%を熊本県に徴収取得費として納付するものでございます。節13使用料及び賃借料の地方税電子申告支援サービス利用料は、法人税、法人住民税申告、それから給与を支払報告書、償却資産申告書などの電子申告サービス利用料でございます。節17備品購入費は、特別徴収事業所へ送付する納付書をカットするための断裁機の購入でございます。次のページをお願いいたします。最上段の節18負担金補助及び交付金の備考欄の地方税電子化協議会負担金は、地方税の電子化の業務を行っている地方税共同機構への負担金でございます。その下の軽自動車税納税通知、通報事務負担金は、軽自動車申告書取扱い事務への負担金でございます。節22償還金利息及び割引料の備考欄、町税還付金は、個人や法人の申告による更正などによる過年度分還付金となります。以上で税務課所管分についての説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 深水町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい、それでは町民課所管につきまして御説明を申し上げます。12ページをお願いします。歳入です。項2、目3、節1保健衛生負担金は墓地公園保険、墓地公園の管理料になります。年間管理料6,290円の26件分になります。次のページをお願いします。下段の項2手数料、目1総務手数料、節2戸籍手数料、節3住民登録手数料、節4印鑑手数料続きまして次のページの上段節5証明手数料、節6個人番号関係手数料につきましてそれぞれ受入れております。件数は総数で1万6,372件で647万9,600円でございます。続きまして、目3衛生手数料、節1衛生手数料は、犬の登録手数料75頭分、それと狂犬病予防注射手数料の818頭分になります。一般廃棄物処理業清掃許可手数料は、許可事業者及び車両等の更新手数料になります。次のページをお願いします。目1、節1戸籍住民基本台帳費補助金、個人番号カード補助金につきましては、個人番号カードに関する事務費について交付されるものですが、カードの作成から発送に係る一連の業務を地方公共団体システム機構に委託をしていることから、歳出よりシステム機構に支出をしております。令和2年度のカードの申請件数は2,031件、交付枚数は1,195枚でございました。続きまして節2社会保障番号システム整備費補助金。備考欄の下段の法務省社会保障税番号システム整備費補助金は、戸籍情報システム改修に係る補助金でございまして改修費の満額補助となっております。続きまして目3、節2衛生費国庫補助金、備考欄1段目の災害等廃棄物処理事業費補助金は、昨年7月に発生しました豪雨災害による廃棄物の処理に要した費用の国2分の1の補助金になります。残りの処理費用につきましては災害対策債を充当しております。次のページをお願いします。項3、目1総務費国庫委託金、節2戸籍住民基本台帳費委託金は、外国籍の転入等に関する届出に対する事務処理に対する委託金となっております。続きまして目2民生費国庫委託金、節2国民年金事務委託金は国民年金事務に係る人件費や物件費、連携事務に係る委託金になります。20ページをお願いします。項3、目1総務費県委託金、節3住民基本台帳費委託金、人口動態調査事務委託金は、出生や死亡等の自然増減、転入転出等による世帯増減の報告に関する事務委託金になります。昨年度の出生者数は84人、亡くなられた方は223人、転入が170人、転出が301人でした。26ページをお願いします。目8衛生債、節1災害対策債は、昨年7月の豪雨災害による災害廃棄物処理費の国補助金を除いた分を借入れたものです。95%が交付税措置されます。歳入は以上になります。41ページをお願いします。歳出です。主なものについて説明いたします。目16旅券費です。パスポート申請受付及び発行に伴う事務費です。節17備品費につきましては、IC旅券用窓口端末機の入替えによるものです。昨年度のパスポートの申請数は10件で、一昨年の138件から大きく下回っております。続いて46ページをお願いします。項3、目1住民基本台帳費です。節10需用費の主なものは消耗品費で、印鑑登録カード及びカードケースを購入しております。節12次ページの

上段までの委託料につきましては、備考に示しております戸籍と住基に係る機器の保守点検及びシステム改修に係る委託料になります。次のページをお願いします。節13 使用料及び賃借料は戸籍システム及び住基ネットワークシステムのリース料になります。戸籍システムが平成30年から住基ネットシステムが平成31年からそれぞれ5年間のリースとなっております。節17 備品購入費はコロナの対策対応としまして、飛沫防止ガード10台、翻訳機を10台、窓口の混雑時の対応として簡易テントを5張購入しております。節18 負担金補助及び交付金の個人番号カード関連事務負担金は、個人番号カードの作成から発送に係る業務の負担金としまして、補助金と再発行手数料と合わせまして地方公共団体システム機構に支出をしております。55ページをお願いします。中ほどの目5 国民年金事務費です。節12 委託料は法改正に伴うシステム改修を委託したものです。64ページをお願いします。下段の目2 予防費は狂犬病予防に係る費用を計上しております。事業費中消耗品費の主なものには狂犬病予防注射済み証になります。次のページをお願いします。最上段の同じく需用費修繕料は犬捕獲機4台の修繕になります。節12 委託料は町道での犬猫等の死骸の処理を委託したものです。節17 備品購入費は、犬などの捕獲簿を購入しております。続きまして目3 環境保全費です。節7 報償費は不法投棄の監視のための巡回をしていただく環境美化監視員10名分と、各行政区から選出していただいております廃棄物等監、すいません。廃棄物等減量等推進員52名分の謝金になります。節10 需用費の印刷製本費は、全戸配布用のごみ分類ポスターを作成したものでございます。節11 役務費のリサイクル手数料は、昨年7月に発生しました豪雨災害により廃棄物として発生しました家電4品目の処分に係るリサイクル手数料になります。節12 委託料、備考欄の看板作成委託料は各行政区のリサイクルステーション用の看板を作成したものでございます。ごみ収集委託料は一般家庭より出されました可燃物及び不燃物の収集運搬委託料になります。昨年度のあさぎり町から出されました可燃ごみの総量は約3,090トン、不燃ごみの総量は145トンでございました。墓地管理委託、墓地公園管理料は、公園内の除草剪定釈迦像の洗浄を委託しております。次のページをお願いします。生ごみ収集運搬委託料は、あさぎり町の免田、あさぎり上の今井、堀角、柳別府の一部の125ヶ所の収集場所より出されました生ごみ及び町内31ヶ所の31の事業所から出されました一般廃棄物としての生ごみの収集運搬委託料になります。生ごみの処理委託料については収集された生ごみの堆肥化処理委託となっております。昨年度の家庭からの生ごみ量が127.8トン、事業所分が115.8トンでございました。家庭系有害ごみ収集運搬委託料につきましては月1回の収集を行っております。不燃物の選別処分運搬業務委託料は、昨年家庭からごみ収集所に出されました不燃物は150トン、そのうち有価物として選別された量は66.7トン、削減率は44.5%でございました。PCB収集運搬委託料及びPCB処理委託料は町で保管しておりました低濃度PCBを含んだ安定器等の運搬処分に係る委託料となっております。災害廃棄物仮置場の管理委託は昨年7月の豪雨災害で発生しました廃棄物の仮置場での管理指導を管理誘導委託したものでございます。災害廃棄物処理運搬委託料は同じく災害で発生しました廃棄物の運搬処理について委託をしたものです。一つ飛びまして被災家屋公費解体委託料は、同じく災害で被災しました家屋の公費による解体を委託したものです。4件の6棟分になります。有価資源物回収委託料は有価物として収集委託されているものの中の布類などが本来は東南アジアに輸出されておりましたが、新型コロナウイルスの世界的な影響により輸出ができずに逆有償となったことで、処分について委託をしたものでございます。節18 負担金補助及び交付金中の町民課所管分としましては備考欄の3番目の資源有価物回収事業交付金で、各行政区協力団体に交付したもので、行政区につきましてはキロ5円。直接リサイクルセンターに搬入される団体につきましてはキロ7円を排出量に応じて交付しております。その下は協議会負担金の、協議会負担金を支出しております。その下の災害家屋自費解体補助金は、昨年の豪雨災害で被災しました家屋の自費解体を行った1件に対する補助金になります。70ページをお願いします。中ほどより上の項2、目1 塵芥処理費です。節18 負担金補助及び交付金につきまして

は、人吉球磨広域行政組合へのごみの処理及びし尿処理に係る負担金となっております。備考欄3番目の負担金、豪雨災害し尿処理費につきましては昨年7月の豪雨災害による汚泥再生処理センターの被災により、し尿処理を外部委託したことでの負担金となります。汚泥再生処理センターにつきましては昨年度内で復旧をしております。はい。以上で町民課所管について説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。生活福祉課所管分の説明を行います。歳入から行います。まず、12ページをお願いいたします。1枠目中ほどの目2、節2の障害者福祉費負担金は、障害者の方へ生活支援や社会交流の場を提供している地域活動支援センター事業への錦町、相良村からの負担金となります。その下、節3の児童福祉費負担金は、町内保育所の保育所負担金の現年分と過年度分となっております。2枠目の下から2段目、目2の民生使用料、節2の児童福祉施設使用料は、公立保育所時の使用料で、過年度分のみとなっております。14ページをお願いいたします。2枠目、目1の民生費国庫負担金、節2障害者福祉費負担金で、障害者医療費負担金は障害者の方の自己負担額を軽減するため、公的、失礼しました。自己負担額を軽減するための公的医療制度で、実績に基づき国の負担分を受入れたものです。その下、障害者自立支援給付費等負担金は、障害者の方の行動支援や相談支援、補装具などのサービスに対して、医療費負担額同様に、実績に基づき国の負担分を受入れたものです。節4児童福祉総務費負担金の施設型給付費負担金は、認定こども園、保育所に支払う運営費に対する国庫負担金を受入れたものです。その下、障害児給付費等負担金は、障害児及び発達障害児等に対する通所支援費の2分の1を受入れたものです。その下、子供子育てのための支援等利用給付交付金は、無償化による認定こども園の預かり保育に対する交付金で、国の負担分を受入れたものになります。節5児童手当事業費負担金は、中学生以下の児童に支給される児童手当に対し、国の負担割合分を受入れたものになります。節6養育費、養育医療事業費負担金は、低出生体重児の入院に係る医療費の保護者負担分を除いた2分の1を国庫負担金として受入れたものになります。15ページをお願いいたします。目2民生費国庫補助金、節1障害者福祉費補助金の地域生活支援事業補助金は、障害者の方の日常生活用具の購入、地域活動支援センターや巡回支援専門員などに要する費用について、国、県の負担割合に応じ補助金を受入れたものです。その下、障害者総合支援事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分として、障害児通所サービス費において、休校等により利用日数をオーバーして受入れを行った事業所の費用を補填するために受入れたものになります。節2の最上段、地域子ども子育て支援事業費補助金は、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、放課後児童クラブの国庫、国負担分を受入れたものになります。その下、保育所等整備交付金は、上薬師保育園の大規模改修の事業費のうち、国の負担分を受入れたものになります。その下、保育対策総合支援事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための消耗品や備品等の購入補助金と保育補助者雇い上げ強化事業の国庫負担分を受入れたものになります。その下、子供のための教育保育給付災害臨時特別補助金は、令和2年7月豪雨災害により被災した家庭の保育料減免額に対し、国の補助金を受入れたものです。節3子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金は、児童手当受給者に対し児童1人当たり1万円を支給したもので、事業費の全額を国から受入れたものです。16ページをお願いいたします。最下段の節1障害者福祉費委託金の特別児童扶養手当事務委託金は、手当の事務に対する委託金を受入れたものになります。17ページをお願いいたします。中ほど、上の節2障害者福祉費負担金の障害者医療費負担金、障害者自立支援給付費等負担金、節4の児童手当事業費負担金は、国庫支出金で説明いたしました各項目の県負担分となります。節6救護施設費負担金の事務費負担金及び保護費負担金は、入所者担当福祉事務所からの受入れた事務費及び保護費となります。節7の養育医療事業費負担金は、国庫支出金同様に県の負担分を受入れたものになります。節8の災害救助費負担金は、令和2年7月豪雨災害の被災者に対する災害見舞金や生活必需品等の費

用に対する県の負担金を受入れたものになります。最下段の枠、目2民生費県補助金の節1社会福祉総務費補助金は、民生委員協議会の活動費補助金と特別弔慰金支給に係る事務に対する補助金を受入れたものになります。18ページをお願いいたします。上段の節3障害者福祉費補助金の障害者住宅改造成事業費補助金は、在宅障害者世帯に対する住宅改造成に対する県の補助金、重度心身障害者医療費助成事業費補助金は、重度心身障害者の方の申請された医療費に対して助成するもので、県の負担分を受入れたものです。生活、失礼しました。地域生活支援事業補助金は、国庫補助金同様に県の負担分を受入れたものになります。節4児童福祉費補助金の多子世帯子育て支援事業費補助金は、第三子以降の保育料無料化に対する県の負担分を受入れたものです。その下、施設型給付費補助金、地域子ども子育て支援事業費補助金、保育対策総合支援事業補助金は、国庫負担金で説明いたしました各事業の県負担分となっております。その下、子ども子育て支援事業費補助金は、教育保育の無償化に係る事務費を受入れたものです。その下、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金は、保育園等にて感染対策で購入する消耗品や備品の購入に対する補助金を受入れたものになります。その下、放課後児童クラブ利用者支援事業交付金は、令和2年7月豪雨災害により被災した家庭の児童が放課後児童クラブを利用した際の料金の減免に対し県の交付金を受入れたものになります。その下、乳幼児医療費補助金は、満4歳に満たない子供及び多子世帯未就学児の医療費について、実績に対し県の補助分を受入れたものになります。その下、ひとり親家庭医療費補助金は、町が助成する費用の3分の1を県から受入れたものになります。その下、救護施設職員への慰労金給付事業補助金は、福祉施設等職員へ新型コロナウイルス対策に対する慰労金として国から1人5万円の慰労金を受入れたものになります。21ページをお願いいたします。中ほど、節1指定寄附金のうち災害支援寄附金は、19件の寄附を受入れたものになります。23ページをお願いいたします。雑入の目1、節1の救護施設費納付金の自己負担金は、救護施設の入所者の自己負担金で、現年度分と過年度分を受入れたものです。24ページをお願いいたします。節3雑入の備考、下から2段目のしらがね寮職員給食費から25ページにまたがりませんが、自立支援医療費返還金までは、救護施設の給食自己負担金分と各事業の払戻金返還金、精算金、ふれあい福祉センターの光熱水費等を受入れたものになります。目の最下段、民生債の重度心身障害者医療費助成事業債、出生祝い金事業債、子ども医療費助成事業債、次のページになりますが26ページになりますが、最上段、児童福祉施設整備事業債。失礼しました。先ほど申しました部分の子ども医療助成事業債までは、過疎債のソフト事業分を受入れたものになります。26ページの最上段、民生福祉施設整備事業債は、上薬師保育園の大規模改修。その下の社会福祉施設整備事業債は、ふれあい福祉センター改修に伴うものを受入れたものになります。最下段の節5民生施設災害復旧事業債は、須恵保育園に隣接する法面の災害復旧事業費として受入れたものになります。続きまして歳出になります。50ページをお願いいたします。最下段の目1社会福祉総務費ですが、職員の給与を含む歳出済額となります。1億8,291万3,062円を支出しておりますが、主な歳出につきましては51ページになりますが、節12の委託料としまして、災害時避難要支援者支援システム保守委託料や、節13の使用料及び賃借料で、同システムのリース料、デマンド交通システムの使用料、節18の負担金補助及び交付金としまして、民生委員児童委員協議会への補助金、社会福祉協議会への運営費補助金、社会福祉協議会派遣職員負担金。デマンド交通運行補助金が主なものとなっております。53ページになります。目4障害者福祉費ですが、5億278万6,418円を支出しております。このページでは、障害者福祉費では、障害者支援区分認定審査員の報酬等々、障害者相談員の謝金が主なものになりますが、次のページ54ページになりますが、最上段の節11役務費では、審査や意見書等に係る手数料、その下節12委託料では、システム改修や地域生活支援に係る委託料と障害者福祉計画策定の委託料を支出しております。その下、節13使用料及び賃借料では、障害者の方のサービス請求内容チェックシステムの使用料を、その下節18負担金補助及び交付金では、障害者の方の各団体や支援事業所への負担金

を支給しております。その下、節19扶助費では、重度心身障害者医療費助成として4,102件、身体障害者更生医療給付として723件、身体障害者等福祉年金給付として806件、福祉タクシー助成、福祉タクシー料金助成として1,262件に対しまして支出をしております。55ページになります。最上段、身体障害者補装具給付として25件、障害者日常生活用具給付として178件、身体障害者住宅改造助成として1件、障害者介護給付として172件、療育介護医療費として8件、自動車運転免許取得改造助成として2件の申請に対し、それぞれ支出をしております。節22の償還金利子及び割引料は、障害者支援の令和元年度事業費確定に伴う国県への返還金となっております。その下、節27の繰出金は、球磨郡障害認定審査事業特別会計への繰出金となっております。56ページをお願いいたします。目7の社会福祉施設費ですが、57ページにまたがりませんが、生活福祉課所管分としましては、ヘルシーランド分としまして、主な支出としまして、指定管理委託料となっております。57ページのほうになりますけれども、ふれあい福祉センターの支出の主なものとしましては、改修工事に伴います工事請負費、工事監理委託料、公有財産購入費や備品購入費となっております。中ほど、項2児童福祉費では、15億1,958万7,912円を支出しております。目1児童福祉費総務費、節7報償費の出生祝い金ですが、令和2年度は71名の方へ支給しております。子ども子育て医療支援システム制度改正対応業務委託料と、失礼しました。節12の委託料は、子ども子育て支援システム制度改正対応業務委託料と、子ども供医療保険に関する住民意識調査を実施した際の委託料となっております。58ページをお願いいたします。最上段、節18負担金補助及び交付金の施設型給付費負担金は、認定こども園、保育所の運営費として支出したものです。放課後児童健全育成事業補助金は、放課後児童クラブへの運営資金の一部を補助したものです。保育対策総合支援事業補助金は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、消耗品や備品等の購入と、保育補助者雇い上げ強化事業として、1園2名の雇用に対して支出したものです。病児病後児保育事業負担金は、公立多良木病院企業団のほっと館で実施している事業への負担金となっております。延長保育事業補助金及び障害児保育事業補助金は、それぞれの保育事業を実施する、実施する園に対しての補助金となります。保育所等整備事業補助金は、上薬師保育園の大規模改修に対する補助金となっております。子育てのための施設等利用費負担金は、無償化によるこども園の預かり保育に対する負担金です。多子世帯子育て支援事業費補助金は、第三子以降の子どもの副食費に対しての補助となっております。一時預かり事業補助金は、認定保育園の1号認定の園児の午後からの預かり保育に対する補助です。子育て支援、失礼しました。子育て援助活動支援事業補助金は、社会福祉協議会が実施しているファミリーサポートセンター事業への補助金となっております。病後児保育事業補助金は、あさぎりこども園が実施しております病後児保育に対する補助金で、令和2年度の受入れ延べ人数は30名となっております。保育従事者、保育従事者等活動支援金支給事業補助金は、コロナ禍で保育事業に従事する職員へ1人2万円、一部会社の学童クラブ職員は1人1万円を支給したもので、20施設210名分となっております。新型コロナウイルス感染症防止事業補助金は、国の10割負担で、コロナ感染防止対策のための消耗品や備品の備品購入経費を補助したものです。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金は、県の10割負担で、コロナ感染防止対策のための消耗品や備品の購入経費を補助したものです。節19扶助費の障害児通所、失礼しました。障害児通所支援費は、障害児及び発達障害児の放課後デイサービス等への支援費となっております。節22償還金利子及び割引料は、各事業の国及び県への実績による返還金となっております。目2の児童手当事業費につきましては、支給対象者872名の児童手当となっております。目3の子ども医療費助成事業費につきましては、59ページをお願いいたします。委託料の繰越し明許費、委託料の繰越し明許費につきましては子ども医療費の助成申請をスマートフォン等から申請可能にするためのアプリ開発に係る委託料を繰越したものととなります。扶助費として、扶助費として2,047人の受給者へ子ども医療費を助成しております。目4ひとり親家庭福祉費の一人親家庭等医療費助成金は、保護者、児童

合わせて延べ310人へ支出しております。目5の養育医療事業費の国及び県への返還金は、令和元年度実績による返還金となっております。目6の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費の節18負担金補助及び交付金の子育て世帯への臨時特別給付金は、国の対策として児童手当受給者に対し、児童1人当たり1万円を支給したものとなります。2,062名分となります。拡充分と記載されているものにつきましては、国の対策対象とならなかった高校生を対象に町が支給したもので、268名分となります。項3救護施設費ですが、2億185万、失礼しました。2億185万2,160円の支出となっております。61ページになりますが、目1の救護施設総務費につきましては、人件費、水道光熱費、給食の調理業務委託が主な支出となっておりますが、令和2年度におきましては、節14の工事請負費となりますが、施設南側法面の崩壊に伴います復旧工事を行っておりまして、700万円を繰越し、翌年度へ繰越しております。また、節17備品購入費としまして、老朽化したスチームコンベクションオーブンと食器消毒保管庫を買い替えております。62ページになります。目2の救護施設事業費は、利用者の生活支援相談支援や、各種活動に要する支出となっております。令和3年3月末現在の状況としましては、男性利用者29名、女性利用者23名、合計52名で、全体の平均年齢は70.7歳となっております。63ページになります。民生費の災害救助費、1枠目の節12の委託料で、災害ボランティア活動事務委託料は、社会福祉協議会に事務の委託をしたものであります。節19扶助費の災害見舞金は、令和2年7月豪雨災害について150件、火災に対しまして2件に対し見舞金を支出したものです。節20貸付金は、令和2年7月豪雨災害被災者に対し、1件の貸付けが行われたものになります。116ページをお願いいたします。災害復旧費の目1民生施設災害復旧費につきましては、須恵保育園に隣接する法面の災害復旧費でありまして、委託料と工事請負費となります。工事請負費につきましては、600万円を令和3年度に繰越しております。以上生活福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 木下高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） はい。それでは、高齢福祉課所管分につきまして説明を申し上げます。決算書12ページをお願いいたします。分担金及び負担金になります。項2負担金の目2民生費負担金、節1老人福祉費負担金、養護老人ホーム入所者負担金でございますが、人吉球磨地域の3施設に入所しておられる方の令和2年度の入所者負担金となっております。2年度末の入所者数は25名でございます。使用料及び手数料の目2民生使用料、節1社会福祉施設等使用料につきましては、高齢福祉課所管の白寿荘使用料と生活支援ハウス使用料となります。白寿荘は前年度比8万8,000円の減。生活支援ハウスにつきましては7月までで退去されたため4ヶ月分となっております。14ページをお願いいたします。中ほどになります。国庫支出金、目1民生費国庫負担金、節1老人福祉費負担金、低所得者保険料軽減負担金でございます。これは65歳以上の第1号被保険者、第1段階の保険料は、基準額の50%が基本となっておりますが、所得が低い高齢者の負担を軽減するため、負担率を30%とし70%を公費負担とするものでございます。同様に第2段階の方は50%、第3段階の方は70%の負担率となっております。負担割合は国が2分の1、県町がそれぞれ4分の1となります。17ページをお願いいたします。県支出金の目1民生費県負担金、節1老人福祉費負担金。一行目の低所得者保険料軽減負担金は、先ほど説明いたしました県負担分となります。1番下になります。目2民生費県補助金、節2老人福祉費補助金。老人クラブ活動等事業費県補助金、補助率は3分の2となっております。次の行の低所得者利用者負担対策事業費補助金につきましては、所得が少ない介護サービス利用者に対しましてサービスを行う社会福祉法人等が利用負担額等に対します費用負担額を軽減するために交付される補助金でございます。次のページをお願いいたします。備考欄の1番上の権利擁護人材育成事業補助金は、市町村が実施します市民後見人の養成活動支援のための仕組みづくり等に対する事業費に補助されるものでございます。本町は、人吉球磨10市町村と共同で人吉市社会福祉協議会に運

営事業を委託し、広域で後見人の育成、組織整備活動支援などの活動を行っております。22ページをお願いいたします。中ほどになります。目1特別会計繰入金、節2介護保険特別会計繰入金。過年度分精算繰入金につきましては介護保険特別会計へ繰り出した金額を精算し、一般会計へ戻したものでございます。25ページをお願いいたします。目3雑入、節1雑入になりますが、中ほど、備考欄の下から4行目と5行目でございます。低所得者保険料軽減負担金精算金としてそれぞれ国、県から受入れております。52ページをお願いいたします。歳出になります。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長、ここで説明の途中ですが休憩をしたいと思います。10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。木下高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） はい。それでは、歳出につきましては主なものを説明させていただきます。目2老人福祉費、中ほどの節7報償費、金婚式記念品でございますが、金婚表彰関係の経費となっております。昭和45年に御結婚された御夫婦36組の表彰を行っております。敬老祝い金につきましては80歳到達時1万円、90歳到達時2万円、100歳到達時に10万円を祝い金として給付するものでございます。2年度の実績といたしまして80歳が179名、90歳が113名、100歳が12名に給付しております。節11役務費、電話料でございますが、高齢者等の安否確認を行っておりますももし電話事業の電話使用料でございます。節12委託料、3行目の敬老会式典業務委託料につきましては、52の行政区及び町内の介護サービス事業所11事業所へ委託をしたものでございます。対象者は73歳以上の在宅の方3,307名と施設等に入所されている方288名でございます。生活管理指導短期宿泊事業委託料につきましては、65歳以上の高齢者が介護施設等に一時的に宿泊し生活習慣を整える目的のサービスを委託したものでございます。2年度におきましては利用者は1名でございました。緊急通報装置システム管理業務委託料は、独居老人の急病や災害時に対応するための緊急通報対応を警備会社のキューネットへ業務委託したものでございます。2年度は33名の方に利用した、していただいております。人吉球磨成年後見センター運営業務委託料でございますが、人吉球磨10市町村が判断能力の不十分な方を法律面や生活面で奉仕支援するための業務を人吉市社会福祉協議会へ委託しているものでございます。業務実績といたしまして、相談や財産管理と身体看護など全体で3,259件、本町分はそのうち493件、それから法人後見受任状況は全体で81件、うちあさぎり町分が11件となっております。次のページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金、2行目の老人クラブ補助金につきましては、あさぎり町老人クラブ連合会への補助金でございます。対象会員数は2,263名でございました。2行下シルバーエイト負担金でございますが、球磨郡公立多良木病院の介護老人保健施設整備費の企業債償還金を負担するものでございます。シルバーヘルパー活動助成金につきましては、老人クラブ会員のシルバーヘルパー活動促進のため、2年度から新たに設けた助成金でございます。その次の低所得者負担軽減補助金につきましては、所得が少ない利用者に対しまして介護サービスを行う社会福祉法人等が利用、負担額等に対する費用負担額を軽減するために社会福祉法人へ交付した補助金になります。節22償還金利子及び割引料、介護保険低所得者対策事業県補助金返還金は、元年度事業の県への返還金となります。節27繰出金、介護保険特別会計繰出金は介護給付費一般事務費等の町負担分を介護保険特別会計へ繰り出したものでございます。目3老人保護費、節18負担金補助及び交付金、球磨圏域福祉サービス協議会負担金は、養護老人ホームへの入所措置を判定するための会議運営負担金でございます。節19扶助費、老人施設入所措置費につきましては、人吉球磨地域の養護老人ホーム3施

設に入所しておられる方への2年度の入所措置となります。56ページをお願いいたします。目7社会福祉施設費のうち、高齢福祉課所管分を説明いたします。節10需用費の393万2,587円のうち、白寿荘に関する経費といたしまして消耗品費のほか36万1,991円を支出しております。節11役務費の支出につきましては、白寿荘に係る経費でございます。なお備考欄2行目の産業廃棄物処理手数料は消火器の処分費用でございます。節12委託料、4行目の清掃委託料は白寿荘の清掃委託料となります。次のページをお願いいたします。2行目、生活支援ハウス管理委託料は、最後の入居者が退去された7月分までの夜間休日のシルバー人材への委託料として支出しております。節16公有財産購入費211万4,310円のうち、18万7,220円、白寿荘のカーテン購入費として支出をしております。以上で、高齢福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長(徳永 正道君) 大藪健康推進課長。

●健康推進課長(大藪 哲夫君) はい。それでは健康推進課所管分について説明いたします。12ページをお願いいたします。歳入です。款14使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料ですが、13ページをお願いいたします。備考の保健センター使用料です。免田岡原の保健センターの使用予定でございます。14ページをお願いいたします。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節3国民健康保険事務費負担金の国民健康保険保険基盤安定負担金は、低所得者数に応じて保険料額の一定割合を公費で補填する保険者支援分の負担金として一般会計で受入れて、国民健康保険特別会計へ繰り出しております。15ページをお願いいたします。目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金。地方スポーツ事業振興補助金は、スマートウェルネスシティ事業用として受入れたものです。節2衛生費国庫補助金の感染予防事業費補助金は、風疹の予防接種で、接種機会がなかった40代50代の男性に対する抗体検査や、接種費用に対する補助として事業費の2分の1を受入れたものです。その下の新型コロナワクチン接種体制確保事業費補助金は、新型コロナワクチン接種に係る補助金として受入れたものです。17ページをお願いいたします。款16県支出金、項1県負担金、目1民生費負担金、節1の老人福祉費負担金の後期高齢者分保険基盤安定拠出金は、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する負担金の負担金で、一般会計に受入れて後期高齢者医療特別会計へ繰り出しております。節3国民健康保険事務費負担金は、低所得者数に応じて応じ保険料額の一定を一定割合を公費で補填する保険者支援分と、低所得者の保険料軽減分を公費で補填する保険料軽減分の負担金として一般会計に受入れて、国庫負担金と同じく国民健康保険特別会計へ繰り出しております。18ページをお願いいたします。目3衛生費県補助金の備考項の2行目、市町村健康増進事業費補助金は、特定健診や特定保健指導に要する経費に対する補助金で、事業費の3分の2を受入れたものです。その下の自殺対策推進事業費補助金は、心の相談、心理士によるメンタルヘルス相談に対する補助で、事業費の2分の1を受入れたものです。その下の虫歯予防対策事業費補助金は、フッ物洗口の薬剤代、歯科衛生士の業務に対する補助金です。その下の風疹予防接種助成事業補助金は、妊娠を希望される方、そしてその配偶者の方に対する予防接種に対する補助で、事業費の2分の1の補助です。令和2年度は4名の方が接種されております。その下のこんにちは赤ちゃん事業等補助金は、母子保健推進員さんの活動に係る補助で、対象経費の3分の1の補助となっております。その下の少子化対策総合交付金は、不妊治療や早産予防に対する交付金です。21ページをお願いいたします。款18寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金の衛生費寄附金は、子供のためにとの寄附がございましたので、その健康推進課の事業への寄附として受入れております。22ページをお願いいたします。款21諸収入、項3受託事業収入、23ページをお願いいたします。目2衛生費受託事業収入の高齢者の保険事業受託収入は、令和2年度からの事業で、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業実施、実施事業分として受入れております。項4雑入、目2衛生費納付金、学習健診個人負担金は、がん健診や複合健診の個人負担金を徴収したものです。目3、雑入ですが、25ページをお願いいた

します。上の枠の備考の下から3行目、実習謝礼金は管理栄養士実地実習を受入れたことによる謝礼金です。その下の後期高齢者医療市町村医療給付費負担金精算金は、令和元年度の精算金を受入れたものです。その下の運動教室会費は、運動教室参加者100名分の入会会費として徴収したものです。52ページをお願いいたします。こちらから歳出となります。目2老人福祉費は、後期高齢者医療事務に係る職員の人件費を計上しております。53ページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金で、3項の下から三つ目の後期高齢者医療広域連合一般会計共通経費負担金は、広域連合の一般事務費等の一般会計の負担金です。その下の後期高齢者医療広域連合特別会計分共通経費負担金は、広域連合のレセプトの共同電算処理などへの特別会計への負担金となります。その下の後期高齢者医療広域連合療養給付負担金は、療養費に係る町の負担金です。節27繰出金は後期高齢者医療特別会計繰出金ですが、歳入で県の負担金として受入れた、後期高齢者保険基盤安定負担金に町の分も含めて繰り出したものです。55ページをお願いいたします。目6国民健康保険事務費は、国民健康保険事務に係る職員の人件費を計上しております。56ページをお願いいたします。節27繰出金の国民健康保険特別会計繰出金は、保険基盤安定、出産育児一時金、財政安定化支援事業及び法定内の一般事務費分として繰り出しております。63ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費については、職員の人件費を計上しております。64ページをお願いいたします。節12委託料で、健康管理システム保守委託料と、令和2年度は5年間契約が終了したことによる更新の年でありましたので、プロポーザルを実施し、新たな5年契約の締結による初期導入委託料となっております。節13使用料及び賃借料の健康、健康管理システムのリース料となります。節13、失礼いたしました。節17備品購入費は、新型コロナウイルス感染症対策用の温度測定カメラや非接触型電子温度計を購入したものです。節18負担金補助及び交付金の主なものとして、病院事業負担金は公立多良木病院への負担金、その下の病院群輪番制病院運営事業負担金、下から2番目、鍼灸治療費助成金、1番下の休日在宅医当番事業負担金となっております。66ページをお願いいたします。目4健康増進事業費は、健康診断に要する経費が主なものです。節10の需用費の印刷製本費は、健診申込み時の封筒の印刷代、印刷代となります。節12委託料の集団検診委託料は、わかもん検診244名でした。それからコスモ、婦人科検診、こちら351名でした。ドック型、人間ドック型検診1,446名でございました。の方が受けられております。67ページをお願いいたします。目6母子保健事業費は、乳幼児健診、妊婦の健康管理事業、母子保健推進員による赤ちゃん訪問事業などを行っております。節12委託料の健康診査委託料は妊婦検診に係るものです。節18負担金補助及び交付金の不妊治療費助成金では、特定不妊治療が9件、一般不妊治療が6件の合わせて15件でございました。目6予防接種事業費は、子供の定期予防接種と高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌の予防接種、そして新型コロナワクチン接種にかかる費用となります。68ページをお願いいたします。節10需用費の印刷製本費は、新型コロナワクチン接種に係る接種券や封筒を印刷したものです。節12委託料の個別接種委託期間委託、医療機関委託料は、子供と高齢者の予防接種委託料です。子供につきましては延べ2,800名、高齢者のインフルエンザは4,116人。肺炎球菌は273名でございました。目7健康づくり推進事業費の事業費は、職員や食生活改善、歯科保健事業、自殺対策事業に取り組んでおります。毎年実施しておりましたおどろが健康づくり大会については、新型コロナウイルス感染症対策のため実施いたしておりません。69ページをお願いいたします。目8スマートウェルネスシティ事業費です。節12の委託料では、健康政策マネジメント支援業務委託と、運動スポーツ習慣化促進事業委託、そして運動指導業務委託により健康運動教室を実施し、また各種のデータの収集、分析等を行っております。節17備品購入費では、繰越明許費に記載しております額を翌年度に繰越しております。目9保健センター管理費は、免田、上、岡原の保健センターの水道、ガス、電気、修繕料など維持管理に係る経費となります。以上、健康推進課所管の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 出田教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 教育課所管分を説明いたします。歳入を説明いたします。12ページをお願いいたします。中ほどになります。目4教育費負担金、節1小学校費負担金、節2中学校負担金、日本スポーツ振興センター負担金は、学校の管理下で起きたけが等の事故に対して医療費などの給付をする共済制度の保護者負担金でございます。次に、13ページをお願いいたします。中ほどになります。目7教育使用料、節1学校施設使用料は、小・中学校の体育施設の使用料です。節2教育委員教職員住宅使用料は、令和2年度に入居した2件分の住宅使用料です。月額2万円になります。節3生涯学習施設使用料は、須恵文化ホール、せきれい館、校区公民館、生涯学習センターの使用料です。節4保健体育施設使用料、町内の運動施設とB&Gセンタープールの使用料でございます。節5学校給食センター施設使用料は、学校、調理配送業務を委託しております事業者へ貸付けております施設給食施設と配送車の使用料でございます。16ページをお願いいたします。中ほどです。目7災害復旧費補助金、節3文教施設災害復旧費、公立学校施設災害費補助金は、令和2年7月豪雨災害時の上小学校法面復旧工事に対する補助金です。補助率は80.5%です。目8教育費国庫補助金、節1学校施設環境整備交付金は、上小及び岡原小学校の屋外運動場整備工事費事業に関する補助金でございます。補助率は3分の1です。節2公立学校情報機器整備費補助金は、GIGAスクール構想に伴いますタブレット機器端末等の整備に対する補助金でございます。補助率は2分の1です。節3学校保健特別対策事業費補助金は、マスクや消毒液などのコロナ対策、感染症に対する補助金でございます。節4理科教育施設整備費事業費補助金は、理科の備品購入に対する補助金でございます。補助率は2分の1です。19ページをお願いいたします。最下段になります。目8教育費県補助金、節1教育費補助金。地域学校共同活動推進費補助金は、放課後や学年末休業日に中学生を対象として学習支援を行う地域未来塾実施事業に対する補助金です。補助率は3分の2です。20ページをお願いいたします。1行目、中学校英語検定チャレンジ事業補助金は、英語検定を受験する中学3年生を対象として、検定料の3分の1を県が補助するものでございます。2行目、学習支援員配置事業補助金は、コロナ禍により義務教育最終学年のあさぎり中学生3年生に4名の学習支援員を配置しました事に対します補助金でございます。補助率は2分の1です。自治公民館、再建支援事業交付金は、7月豪雨災害において被災した自治公民館に対する補助金です。補助率は3分の1です。21ページをお願いいたします。中ほどよりやや下になります。目1指定寄附金、節1指定寄附金、教育費、寄附金は、人吉球磨林業センターからの寄附金でございます。各校へ20万円配分し、図書を購入しております。24ページをお願いいたします。下から6行目です。学校給食費返還等事業補助金は、コロナ禍により給食が中止となり、キャンセルできなかった食材費諸支出に対し補助されたものでございます。補助率は4分の3です。次の行、JET傷害保険料過年度分払戻金は、外国青年が途中帰国したものでございます。一行飛びまして、公民分館施設整備費負担金は、今井公民分館整備費の負担金でございます。26ページをお願いいたします。中ほどです。目6教育債、節1学校施設整備事業債は、上小学校及び岡原小学校の屋外運動場改修事業分でございます。節2社会教育施設整備事業債は、せきれい館改修事業、高山運動、高山総合運動公園の改修事業分でございます。下から4枠目になります。目9災害復旧費、節4文教施設災害復旧事業債は、上小学校北川法面崩壊復旧事業分でございます。次に歳出を説明いたします。96ページでございます。歳出は主なものを説明いたします。2枠目です。目1教育委員会費は、教育委員会を開催します費用でございます。主な支出は、教育委員4名の報酬、費用弁償でございます。令和2年度は15回開催しております。97ページをお願いいたします。1枠目、最後の行、目2事務局費、節18負担金補助及び交付金、日本スポーツ振興負担金は、学校の管理下で起きたけが等の事故に対して医療費などの給付をする共済費制度の負担金でございます。次の枠、目3教育振興費の節1から次のページの節8旅費につきましては、主にALT活用に関する費用、学校教育の充実を図る教育審議員等

に関する費用でございます。節7報償費と次ページの旅費につきましては、令和2年度に実施しましたあさぎり町熊大連携事業の講師謝金、新型コロナウイルス標語募集の際の表彰時の参加賞、副賞の報償金及び学校で発生したいじめ事故等に関する対応について、第三者が検証する事故等調査委員会の謝金が含まれております。98ページをお願いいたします。節10需用費、印刷製本費には、新型コロナウイルス標語募集時の賞状代が含まれております。節11役務費、電話料は、令和2年度から各小学校に配備しました緊急連絡用の携帯電話使用料でございます。節12委託料、教育委員教職員ストレスチェック委託料は、令和2年度より始めた事業でございます。町内教職員135名が対象でございます、124名が受験しております。学校ICT支援員業務委託料は、日常的な教員へのICT活用の支援を行うための業務委託料です。町内各校を月2回、1回当たり3時間支援を実施しております。GIGAスクールサポーター配置業務委託料は、ICT環境整備の設計や仕様マニュアルを作成するための業務委託料でございます。各月10時間の6ヶ月を支援しております。99ページをお願いいたします。上から4行目になります。学校無線LAN設備サービス使用料は、前年に比べ増大しております。これは、無線LAN接続ポイントを増加したことによるものでございます。節17備品購入費は主にGIGAスクール構想によるタブレット端末機と、それを補完する充電保管庫、モバイルWi-Fiの購入費でございます。節18負担金補助及び交付金の最後の行、子供育成奨励支援金は前年度の実績と比較しまして大幅に減少しておりますが、コロナ禍による各種大会の中止によるものでございます。節24積立金は、旧岡原小学校と旧須恵中学校の施設の賃借料を積立てたものでございます。2枠目です。項2小学校費、目1学校管理費、町内5小学校の管理費になります。節1報償、報酬、節3教職員手当等、節4共済費及び次ページの節8旅費は、主に障害のある児童に対し日常活動の支援を行う学習特別支援教育支援員の12名分の人件費でございます。100ページをお願いいたします。節10需用費、消耗品費が前年度より大幅に増大しております。主に、教科書改訂に伴う教科書の購入と、コロナ対策用のマスクや消毒液などの衛生用品を購入したことによります。各節からの流用は、主に修繕料や電気料への流用になります。節11役務費、下から4行目から2行目の修学旅行キャンセル手数料は、コロナ禍により中止となった免田小学校、須恵小学校、深田小学校の修学旅行キャンセル手数料でございます。101ページをお願いいたします。節12委託料、上から2行目、雨といとメンテナンス作業委託料は、梅雨前に各小学校の雨といの清掃を委託したものでございます。予備費からの充用は、7月豪雨災害や台風10号に伴う被災地片づけ等や、保全業務及び倒木処理業務委託料分となります。節14工事請負費は主に上小学校屋外運動場改修工事と岡原小学校屋外運動整備工事費になります。102ページをお願いいたします。節17備品購入費、一般備品購入費は、前年度より増大しております。主にコロナ対策として、各校に配置したサーマルカメラや空気清浄機などの購入費になります。次の枠でございます。節3中学校費、目1中学校費、節1報償報酬、最後の行、学習支援報酬は、コロナ禍により義務教育最終学年のあさぎり中学生3年生に4名の学習支援を配置した経費でございます。節10需用費、消耗品費は、昨年度より増加しております。主にコロナ対策による消毒液やマスク等の衛生用品購入によるものでございます。104ページをお願いいたします。節14工事請負費は、主に中学校の校門入り口のプロムナード舗装補修工事費でございます。節17備品購入費、一般購入費が昨年度より増大しております。主にコロナ対策として配備しましたサーマルカメラや空気清浄機などの購入費でございます。節18負担金補助及び交付金、部活動各種大会出場補助金は、前年度より大きく減少となっておりますが、コロナ禍による各種大会が中止になったことによるものでございます。節19扶助費は、前年度より減少しております。これもコロナ禍により修学旅行が中止になったためでございます。目2スクールバス運行費は主に学校までの通学路である浜上線、平山荒茂線、新深田線、皆越線等の運営費でございます。利用児童生徒数は53名でございます。105ページをお願いいたします。目1生涯学習総務費は、社会教育職員の人件費及び社会教育の普及向上のために活躍する社会教

育団体への支援に関する経費でございます。最後の枠です。節18負担金補助及び交付金は、コロナ禍により活動が制限されたため、婦人会や青年団など、青年団などの各種団体の補助金が減少しております。106ページをお願いいたします。目2公民館費、節7報償費、記念品等は新成人者への成人式記念品代でございます。令和3年の対象者は150名中100名が出席しております。次の行、講師謝金は、主に地域未来塾の講師謝金になります。節12委託料、公民分館長業務委託料は、令和2年度より報酬から委託料へ変更しております。下から2行目の設計委託料は、旧深田保健センター解体及びせきれい館駐車場設計委託業務委託とせきれい館空調設備改修設計業務委託料でございます。107ページをお願いいたします。節12委託料の一行目、工事監理委託料は、せきれい館改修工事管理業務でございます。最終行設計委託料、繰越明許は、公民分館新設工事設計業務委託料です。モデルCタイプの設計でございます。節14工事請負費は主にせきれい館改修工事費でございます。108ページをお願いいたします。目1、目3文化財保護費、予備費からの充用は、台風10号による倒木処理業務委託分でございます。節14工事請負費は主に宮原観音堂屋外トイレ改修工事でございます。節18負担金補助及び交付金の最終行でございます。文化財補修費補助金は、宮原観音堂屋根改修への補助金でございます。109ページをお願いいたします。目4文化ホール運営費、節12委託料、一行目の設計委託料は文化ホール改修工事設計業務委託料でございます。目5図書館費の最終行でございます。節17備品購入費、図書購入費は、生涯学習センターの図書226冊と、せきれい館の図書206冊の図書購入費でございます。110ページをお願いいたします。目6生涯学習センター事業費は、主に経常的な施設の管理費となります。110ページをお願いいたします。目1保健体育業務費、総務費、中ほどです。節11役務費、看板書換え手数料は、全国世界のスポーツ大会コンクール等に出場する選手を紹介、応援するための横断幕作成料でございます。コロナ禍により昨年度より大幅に減少しております。令和2年度は1名分を作成しております。節18負担金補助及び交付金、球磨郡体育協会負担金から、体育、体育負担、体育協会負担金、奥球磨駅伝大会補助金までの負担金等の減少は、コロナ禍の影響により、大会等の中止によるものでございます。2枠目、目2体育施設費、節1報酬から112ページの節4共済費までは、B&Gプールの受付監視員7名の人件費でございます。稼働日数はコロナ禍の影響より例年より少なくなりまして113日でございます。113ページをお願いいたします。節14工事請負費、主な工事は深田高山総合運動公園クラブハウス改修及び既設トイレ撤去工事及びテニスコート照明設備更新工事でございます。節17備品購入費は、施設管理用の軽ダンプ購入費でございます。2枠目です。目1給食センター運営費。113ページにかけての節11需用費の流用は、コロナ禍によりマスク等での衛生用品が高騰したことにより流用をしたものでございます。次に114ページをお願いいたします。節12委託料の給食調理運搬業務委託料は、小中学校給食の調理と配送を業務委託しております。令和2年度の給食数は小学校が17万5,645食、中学校が8万3,273食、一般4,155食、合計の26万3,073食を提供しております。また、アレルギーを持っている児童生徒13人にアレルギー対応食を提供しております。115ページをお願いいたします。節14工事請負費は、給食センターのプレハブ冷凍庫断熱材交換工事や蒸気ボイラー熱交換器工事等の機器の修繕に伴うものでございます。節18負担金補助及び交付金、学校給食費等返還等事業補助金は、コロナ禍により給食を中止したことで、食材キャンセルをした補償料の発生に対して給食費会計へ補助したものでございます。16ページをお願いいたします。項4文教施設災害復旧費、目1公立学校施設災害復旧費、節12委託料、節14工事請負費は、上小学校北側法面復旧事業の経費でございます。目2社会教育施設災害復旧費、節12委託料は、免田B&G海洋センター西側法面災害復旧事業と、免田総合グラウンド北側法面復旧事業の経費でございます。節14工事請負費は、免田B&G海洋センター西側法面災害復旧事業費分でございます。免田総合グラウンド北側法面復旧事業の工事は翌年度に繰越しております。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） ここで休憩をいたします。午後は13時30分からでございます。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時30分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開します。ここで、教育課長及び町民課長より説明訂正の申出がっておりますので、これを許可します。教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 午前中に説明いたしました数値に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。20ページをお願いいたします。2行目、学習支援員配置事業補助金の補助率は2分の1ですと、説明しておりましたが、補助率は10分の10でございますので訂正させていただきます。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい。決算書ではございませんけれども主要な施策の成果の説明書について修正がありますので、狂犬病予防事業の中の施策の成果の部分で、登録頭数885頭のうち814頭が注射済みで、接種率が91.98%と記載しておりますが、正しくは885頭のうち818頭が接種予防注射済みで、92.4%の接種率になります。訂正してお詫びいたします。以上です。

◎議長（徳永 正道君） あとひとかた税務課長よりも申出がございました。これを許可します。税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） はい。9ページの町税の収入徴収状況についての説明の時、町税合計の今年度の減収額を5億1,039万円ほどとお伝えしましたが、5,138万9,398円が正確な減収額ですので、訂正いたします。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 追加説明はありませんか。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は各課ごとに行っていきます。それでまだ質疑が足りないようであれば、一括で質疑をしていただく時間を設けたいと思います。それでは、最初は税務課分です。質疑ありませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） はい、11番です。1点お伺いいたします。ページ9ページのですね町税に関わることで、固定資産税のですね例年とも言われてきましたけど、高額な滞納案件があつてると思いますが、審査意見書の中にもですね滞納な高額な案件や徴収困難な案件が存在することから、引き続き徴収努力をお願いしたいというふうに言われておりますけど、この件につきましては、今回令和2年度においてどのような徴収実績がなされたのか、また今後その残ってる分に関しましての徴収の計画を一つ一つをお伺いしたいと思います。それから不納決算につきました分につきましても一覧表あたりの提示はお願いでいいでしょうか。名称は伏せてございますけど、その2点お願いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） はい。議員お尋ねの高額困難案件でございますけれども、これにつきましては、以前から代表監査委員からも御指導御意見をいただいているところですが、私たち税務課特に徴収係におきまして県の職員の御支援をいただきですねまた奥球磨併任徴収会議等でも情報交換をしながら、取り組んでいるところでございます。実績につきましてはですね、個人情報に関わる部分でございますので、回答を差し控えさせていただきたいと思っております。あと、不納欠損ですかね。不納欠損部分につきましては、今年度軽自動車税が1万8,400円の3名。法人、町県民税が79万5,580円の21名、固定資産税がございません。18名で、合計の226万3,652円で以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 固定資産税の高額滞納分につきましてもお聞きしたいのは多分個人とかの特定は必要ないんですけど、徴収が進んでいるのかいないのかをちょっと確認したいのでその金額等がどのように推移しているかっていうことでお尋ねしたところでございます。そしてまた、次に向けてです、その徴収をされる計画は、どれぐらい見込まれるのかということですね。そういうところをちょっと知りたいのがあったもんでそういう伺いました。しれから不納欠損につきましてはいろいろちょっと口頭でいただきましたけど、この一覧表あたりをです、作っていただきまして、最終日でもタブレットに登載願えばと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） はい、不納欠損につきましては一覧表で最終日にタブレットに格納したいと思います。それから、高額案件の徴収、今後の徴収目標ですけれども、そうですね。徴収係がですね、日常的に滞納者から納税相談を受けております。滞納者はですね払えるのに払わない方と、払いたくても払えない方どちらかでございます。です、滞納者からその生活状況の聞き取りをして調査でその生活状況を把握して一括納付が困難な滞納者につきましては、分納誓約等での履行をしていただくと。その他の方ですね。の滞納者につきましては、引き続き財産調査等を行いましてですね、救済すべき方につきましては、納税の負担をなくすために、法令に基づき適切な執行停止を行い、その他の方につきましては、差押え処分等適切に執行し公平公正な滞納処分等を行っていきたくて考えております。高額案件につきましても、そのような形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 担当課として非常に大変な役をしていただきますけど、徴収義務に努力、徴収に努力されることを期待しまして、終わります。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。ありませんか。次は、町民課分です。質疑ありませんか。豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） 7番豊永です。主要な施策の成果説明書の11ページ、廃棄物減量等推進による活動についてお尋ねをしたいと思います。成果についてはここに書いてありますとおり、非常に各行政区ごとにですね、徹底した分別の指導とかあるいはスリム化の取組というようなことで、重要なことだろうというふうに私は思っておりますけれども、昨年コロナ禍が始まりまして、住民さんからですね聞かれることは、全ての行政区が子ども会が資源物回収を行っているわけではありませんけれども、コロナ禍によって中止をしとるところが多分多いと思います。です、各家庭においては、ビール瓶とか一升瓶あたりが非常に多くたまってる状況です。ところが子供会が中止したことによってなかなか処分ができないのが現状でありまして、1点お尋ねしたいのは、この処分についてですねビール瓶や一升瓶あたりをリサイクルの時に出していいものかどうかちょっとお尋ねをしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい。今のお尋ねの件ですけれども、活動しているところと活動していないところ確かにあったりなかったりというところは確認しております。で、家庭にたまった本来であればその回収をするべきビール瓶であったり一升瓶であったりとかっていうところにつきましても、リサイクルのほうに出してもらってそれで構わないというふうに考えております。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） はい。それを聞いて安心しましたけれども、今後もですねごみの分別については処理量あたりも増えておりますので、資源有価物の回収等についてはまた努力していただきたいと思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい、今御指摘いただきましたことを今後も続けていきたいと思いを。よろしく願います。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。いいですか。次は、高齢化、高齢福祉課分です。質疑ありませんか。失礼しました。次は生活福祉課分です。質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい、1点お伺いしますが、上薬師の改修が行われておりますが、その中での補助、補助の問題ですけれども、どういう制度を使ってされたのかということの確認です。山村振興のですねを活用すると、補助のかさ上げがあるわけですね。今回はどの制度を使ってされたのか確認ですけれどもね。

◎議長（徳永 正道君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後1時44分

再開 午後1時46分

◎議長（徳永 正道君） 再開いたします。生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい、上薬師保育園のですね、大規模改修の工事につきましては、保育所等整備交付金事業ということで、国の厚労省の制度を使ったものということでございます。補助率としましては国が55%、町が25%、事業者が20%となっております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。過疎がですね今言われた部分については2分の1から3分の2が補助率、補助の対象ですよ、実際と。それ以上のかさ上げをしますというのが山村振興、その辺りはもう1回ですよ精査をして、やっぱり事業を行う上においては、厚労省のあれでもあったにしても、その地域が過疎であったり、山村だったり指定があるわけで、それにはしっかりとしたそのかさ上げであったりと補助率が変わってくるわけですよ。ですからその辺りは財政に聞かないかとやろうけれども担当課としてもやっぱり有利な形で補助が受けられる、今回今からも出てくるでしょうから。はい、しっかりその辺を精査をして、町の負担が少なくなるような方法を担当課としてもやっていただきたい。これは教育委員会にももう事前に言っておきますが、小学校のをやっていますもんね。去年、はい、その辺りについても後ほど聞きますが、はい。しっかりとその辺は精査をして確認しとってください。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。様々な事業につきましてもですね、できるだけこう有利な制度を利用しての事業のですね取組を進めていきたいと思いを。ありがとうございます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） ページ56ページのヘルシーランド指定管理委託料につきまして、1点お伺いしたいと思いを。利用料金制度で行われておりますけど、令和2年度の実収支決算の内容を知りたかったわけですけど、今ちょっとさっき聞きましたところ資料を手持ちでないということでございませうけど、結局利用者の推移といいますか、どれぐらいなってますか、前年度と比較して。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい、利用者の推移につきましては、令和元年度の1年間の利用者数が9万4,326名に対しまして、令和2年度の利用者の総数が8万6,464人というふうになっております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） はい、かなりの減っておられますけど、その原因はどのように分析されておりますか。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（藁田 輝幸君） はい。令和2年度におきましては、4月14日から5月の10日まで新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う休館を行っております。そのあとも新型コロナに伴います利用者の減というものが2年度の利用者数に大きく影響したものと考えております。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） この経営自体が利用料とそれから指定管理委託料等の収入と、またそのいろいろ経費あたりとですね収支を実際は調べたいんですけど、最終日にその明細書あたりの掲示はできませんでしょうか提示は。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（藁田 輝幸君） はい。令和2年度の決算につきましては指定管理者から提出がなされておりますので、その分の資料を最終日に提示したいと思います。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 他にありませんか。ないですか。次は、高齢福祉課分です。質疑ありませんか。皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 不用額調書の18ページの中に、地域型サロンやいきいき100歳体操、脳いきいき教室の開催予定が見込みより少なかったためというようなことで不用額が出ております。今年もですね、昨年以上に私たちサロンも全然開始されていないんですけども、その状況ですね、前納されておりますので地区に、1万2,000円ですね。100歳体操も1万2,000円。サロンについても1万2,000円。婦人会においては補助金の12月決算仮決算していただいて返納ということがありましたが、このいきいきサロン、100歳体操の返納はなかったものでしょうか、その辺のところもお知らせお願いしたいんです。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（木下 尚宏君） はい、このサロンの事業に交付されている1万2,000円ですね、その件につきましては、社会福祉協議会のほうで支払いをしておりますのでちょっとそこで確認をさせていただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員、マイクを寄せてください。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい。確認をお願いします。それと今年度はですね、昨年が続いてまだ厳しいかなという懸念がしますので、その辺のところの状況も把握されて、お知らせお願いしたいと思いますけど。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（木下 尚宏君） はい。今回、昨年それから今年度につきましても、緊急事態宣言等が宣言された折には、町のほうからもサロン活動は自粛の要請お願いをしたところでございます。その辺の状況につきましても確認をさせていただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。ないですか。次は健康推進課分です。質疑ありませんか。岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） 2番岩本です。ワクチン接種にしてお伺いいたします。今日の新聞で一応9月8日現在で読売のほうに載ってたんですけど、接種率があさぎり町では13歳以上が65.5%と全国では50.6%だったと思いますけど、今後のですね第2回、これも第2回までですけど、2回目までのです

ね接種計画がいつまでなのかとそれから最終2回の時の接種率の見込みですね。これがどのくらいになるかをお伺いしたいんですけど。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。今、新型コロナワクチンの接種でございますが、13日までですね一般の方の最終の第6回目のワクチン接種が終わっております。今後でございますが、一般の方の2回目のワクチン接種を9月22日から6回、6グループに分けて、最終日が10月5日を予定しているところでございます。接種率でございますが、13日の接種の分の集計が本日ですね本日朝上がってまいりましたので、それでまいりますと、1回目の接種をされた方がですね、接種率が85.1%でございます。12歳以上の対象の方に対する接種率が85.1%でございます。ですので、当然2回目の方もこの同じ方が2回目まで接種いただけることが前提でございますが最終的には85.1%になるものと考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） はい、その中でですね多分未接種の方もいらっしゃると思うんですけど、その未接種の方へのその後の対応というのはどういうふうにされているのか、それとですね12歳の方はまだ受けてられないと思うんですよ。13歳からだと思うんで、その12歳の方に対する接種の計画というのはどういうふうになってるかをお聞かせいただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員、あの決算の質問にお願いしたいと思いますが。はい。健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい、まず対象者の85%が1回目接種でございますので15%の方がまだ接種をされてらっしゃらないこととなります。で、町としましてはそうですね、12歳のお子様につきましては、もうまだしておりませんので、今後ですねまだ確定しておりませんが、小規模な集団接種、国からのワクチンの配給状況によりまして、冬の季節になるかと思っておりますが、小規模な集団接種を計画しているかといけないかなあとは考えております。そこには12歳児の方と、それから今後また追加でお申込みされる方についてはその対応する方法とですねあと一つございますのが、公立多良木病院がございましてそちらとも協議を今現在しておりますが、個別の接種が可能かどうかというのもちよっと今打合せ中でございます。いずれにしましても、12歳以上の方と一般の方でまだ未接種の方についての希望られる方については、何らかの形でやはり接種の計画を立てていこうと考えております。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 5番橋本です。主要施策の成果説明書のページ25、フッ化物洗口事業についてとページ26のスマートウェルネスシティ事業についての2点について伺います。まずはですねフッ化物洗口事業が行われまして、幼児から中学生までですね、全部で大体97%ぐらいが受けたということで聞いております。フッ化物洗口をした成果っていうのは何か表に出てくるもんなんじゃないかな。

◎議長（徳永 正道君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時02分

◎議長（徳永 正道君） 再開します。吉田健康福祉課課長補佐。

●健康推進課課長補佐（吉田 西子さん） はい。御質問は、フッ化物洗口の効果についてどのような指標を持っておるかということかと思っております。まず指標についてはですね、子供たちの虫歯の保有率、虫歯の本数といえますか、そちらのほうを毎年教育課の協力のもと出しております。私たち健康推進課の分では、1歳

半、それから3歳児で出しております。教育課さんのほうからは、小学校の虫歯の保有率、それから中学3年、中1と中3の虫歯の保有率で出しております。で、最終的に中学校3年の検診におきましての虫歯の保有率を最終的な指標としております。直近の結果が、平成30年度分が出ております。中学校3年生の虫歯の保有率、町が19.48%で、1人1.53本となっております。球磨人吉管内が54.72%で、1人2.24本となっております。県のほうが43.73%で、1人1.55本となっております。ということで、30年度におきましての中3の虫歯保有率については、かなりよい結果が出ておりますが、これが安定した結果ではないのがとても残念なところで、上下がまだまだ大きいところがございます。ということでフッ化物洗口におきましては、中3の最終的な虫歯の保有率を毎年見て行っておるところです。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 平成30年度までの結果つちゅうことですね。そすと今後今ちょっとコロナの問題でいろいろあって衛生士の派遣とかそういうのができなかったということですが、今後はやっぱそういう結果に基づいて、3年生、中学3年生の結果を出して行って報告はされるんですよね。わかりました。そしたらそれを出していただいてですね今後ですねやっぱせつかく事業をするのであればやっぱ成果がなかったら意味ありませんので、そういう事をやっていただきたいと思います。そうすつと次にですねいきます。スマートウェルネス事業についてページの26ページですが、体制の構築と運動教室の参加者の体力年齢が平均5.6歳若返ったとあります。今回その地区とかそういうのも大体わかってきたということで報告を受けてますが、これは1期生の報告であるんですかね。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい、申し上げます。まず運動教室についての平均5.6歳の若返りができておりますが、これとは別にですね事業名が二つございまして、また一つのほうがまず運動教室のほうですが運動スポーツ習慣化事業というのやっております。もう一つはですね健康政策マネジメント事業というのをやっております。こちらにつきまして福祉3課と教育委員会における各種いろんな教室とかがございしますが、それらのスクラップアンドビルドの検討とあわせて医療のデータを基づいた傾向を調べております。で、こちらのAI分析についてはその医療とかの診断とかの結果をデータを分析して地区ごとの分析等を行っているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） そしたらまだ健康教室のやつは、実際まだ結果としては出てない。この中には出てないんですよね。出てなくて、その結果に基づいてやってるのであれば、それがですね私が今度第2回の2期生になったんです。私と4番議員の加賀山さんもこの2期生ですね。それでですね私は今回思ったのがですねこの万歩計を持って、もう意思が大分違います。ぜひともですねこういうことは事業を頑張りたいってですねやっていたくことによって、やっぱ地域の人たちと触れ合うこともできるし、自分の思いを語って痩せることもできます。それと医療費にも削減できます。だから、一生懸命頑張りたいって思いますんで、それを言いたかったんで、今回聞きました。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。まずその運動教室の成果として1期生の方が当初からすると5.6歳ほど肉体的には若返りがされたという成果が出ているところでございます。それから議員が言われましたとおりこういう運動教室を持続性を持ってですね進めていくことが大事かと思っております。今回このようにモデルでやっておりますがこれがやはり、町民の皆さん方に習慣化できるように今後施策を考えていかないといけないかなと考えているところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかに難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 3番です。健康推進課に、今スマートウェルネスのことが出ましたけれども、私も全く同じ成果説明の26ページのところでですね残念ながら私は参加ができてないんですけども、知り合いの方が1期生としてここの健康教室に行かれて物すごく効果が出てるということで、この成果を見てほんとになるほどなと思ったところなんです、最初に定数100人っていうことで募集をされたと思うんですね。で、現在1年たったところで、どれくらい継続をされてるのか。恐らくの途中でやめられた方も、いろんな理由でやめられてると思うんですけども、そういう方の理由とかですね、追跡調査というものはもうされているのかなというところをお尋ねします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。1期生の方におかれましては申込み参加者が100名で申込みでございました。現在80名でございますので、20名の方が教室のほうを今参加されていないということでございます。参加されなくなった理由についてはそれぞれございますが本日詳細なものを持ってきておりません。いずれにしても、何らかの理由があつてのことと思いますので、その参加されなくなった方についてのその後の携わりといいますかフォローといいますかそれについては現在やっていたと承知しております。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。やはり1期生でですね参加をされた方っていうのは必要があつて申し込まれていたり、あるいは病院とかのほうからの紹介でも参加されてるというふうに聞いたことがあるんですね。で、やっぱそういう方にこそ次もこう続けていっていただくような取組を考えていかれたほうがいいかなというふうに思いましたのでお尋ねしました。それからもう一つは備品購入費で、次年度に繰越し分がかなり出ておりますね。参加者の方から非常に楽しいんだけど、音が何もなし。掛け声だけでやっているので、できればBGMが欲しいなということをお聞きしましたので、今のブルートゥーススピーカーとか安価なものもございますので、指導者の先生の方ですねスマホとかそういうものから好きな音楽で音楽を取り込んでBGMとして使うこともできると思いますので、今後その辺の御検討もお願いできればというふうに思います。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。まずは第1期生の方が病院のほうからも御紹介いただいて御参加いただいた方もおられるようでございますので、その方々途中でやめておられる方についてですね、についてのフォローの仕方等についてはまた課内で詳細に打合せをしてみたいと思います。備品購入費につきましてBGM等ということでございます。私も大変必要かなと思いますが、まず参加者の御意見もでございますが、もう皆さんの80名程度のご参加でございますので皆さんの御意見も聞きながら、また講師の方それから予算等も含めて諸々を含めた上で検討させていただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 他に。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、1点お尋ねします。実はこれ昨年も確か言ったと思うんですが、住民健診あるいはがん検診の実績と申しますか動向でございます。2年度につきましては、その前の元年度までのと比較して恐らく数値的には実績率とは下がってるんじゃないかなと推測いたしますが、そういうことを含めましてですね傾向をですね細かい数字はあえて結構でございますけど、1点お尋ねをしたいと思っております。恐らくコロナの影響等々ございますので周りの状況を見てもそうかなと推測します。あわせてですねもう一つ管内、人吉球磨管内と人吉球磨管外へ行かれて健診を受けておられるその施設関係ですね。健診施設機関等の動きですね、その実績そういったものもしおわかりであればお願いしたいと思います。申し上げますがそのあとですねコロナが終息した場合に、まず当面はコロナの問題もありますからなかなかそのハ

ードルは高いと思うんですがコロナが終息した時にこの健診もう私言うまでもなく、今から高齢化率がまだもうちょっと上がっていくという前提で、当然、医療費、介護費等々ですねここに反映といいますか跳ね返るわけでございますので、健診率のアップというのはやっぱりもう本町に限らず言わずもがなですが、たいへん重要というか必要であるというふうに思っておりますので、今後のコロナ終息を後の健診に対する考え方、ここで言いたいのは、管外の施設等々ですね今の施設、施設外検診というですかね、ああいうやり方も今後とも続けていくのかどうかですね。今回の2年度の決算を踏まえた中で、どのようにお考えなのかそこまでおわかりの範囲で結構でございますので、お願いをしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 吉田健康推進課長補佐。

●健康推進課課長補佐（吉田 西子さん） はい。最初の御質問をいただきました住民健診ですね、ドック型健診の健診も含めましてのまず受診率につきましてですけど、やはり元年度と比べますと、元年度が58%の受診率で、2年度は54.9%ということで、3.1%の減少になっております。まず受診率の傾向ですけれどもはい。じゃ、課長のほうに、交代いたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。続きまして、管内、管外の施設等でございますが、ここ3年程度見ますと、管外の施設の利用されてる方が減ってきているようでございます。それからコロナ終息後でございますが、今後の考え方といたしまして、当然健診で早期に病床等を確認し、早期治療が必要でございますので、健診業務は従来以上、以上といいますか進めていかなければならないと思います。管外のそういう施設に対しての考え方でございますが、そこについてはまだ健康推進課のほうでは検討整理とかはまだ行ってないところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、ありがとうございます。私も漠然としたイメージでですね受診率が最近、特に昨年度はコロナの影響があったというのを差引きましても、ちょっと減ってきてるんじゃないかなという漠然としたイメージが私個人として持っておりました。ともう一つは、やはりレントゲン車とかですね、あるいは検診車で管外から来ていただくその施設外健診というんですか、あの部分もこれはどこまでが事実かわかりませんが、そういった費用対効果で健診機関が引き上げるんじゃないかというようなわき話的な部分も聞いたりしておりますので、それちょっと今の私の勝手な未確認情報なんですが、そういう部分を含めて健診のですね体制はですね、やっぱり当然考えておられると思いますが、きちんと備えておくべきであってですね、それは当然の話としてですね。そういう意味でぜひ2年度の受診率の低下はもうコロナ災害というのがありますのでそれはそれでそれをとにかく言う事じゃなくてですね、やっぱり次のステップでまたそれを向上するような方策をぜひお願いしたいと思います。これ言うはやすしでそう簡単にかないのは重々承知しておりますがよろしくお願ひしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい、ありがとうございます。2年度におきましては、先ほど課長補佐が申しましたとおり、受診者の数も減っておりますが、参考まででございますが本年度、本年度の申込み状況を把握しておりますが、それでまいりますと、昨年からいたしますと総数で168名ほど増えております。また、昨年の中でお話ありましたとおりやはり健診センターコスモですね、コスモの受診率を向上、上げるべきだという御意見等をいただいております。それは今年の9月の決算の時であったと思います。その後、3年度の申込みにつきましてはコスモを利用いただけるようなチラシ等もつくって配布した結果、コスモのほうにつきましては、124名の増となっているところでございます。いずれにしてもやはり健診の申込みいただく町民の皆さん方に、健診参加いただけるよう、申込みいただけるように健康推進課としまして

もいろいろ考えていきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。いいですか。最後は教育課分です。質疑ありませんか。小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） はい、6番小出です。106ページの目の公民館費についてお尋ねいたします。公民館、公民館建設については、過疎債の使用のために年に2ヶ所ずつとなっていました。令和2年度公民館建設にあった地区をお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） はい。今公民分館の令和2年度の新設、整備された地区ということでございますけども、令和2年度につきましては繰越しとはなりましたけれども、令和3年度の繰越し事業になりました。着手そのものは令和2年度に着手されておりますけども、須恵の寺池地区の公民分館が1件ということでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） はい、須恵の公民館、寺池公民館だけということですが、公民館建設の1割が地区負担ということで、そういう条件の中で、何地区の順番待ちがあったと思いますが、私今朝ですね、その中の1地区に確認をとったわけですが、その地区は公民館建設の1割の目途がついていたのに、止められるのはおかしいと。今の地区で公民館を進めてほしいというような声でした。町はですねまた最近9割が町1割が地区負担ということで決めただけで、その決まったことをそれぞれの区に説明したその責任が私はあると思います。ですから、1割でつくりたいという地区においては、私は年2ヶ所の今まで決めたことですね進めるべきと思いますが、地区の1番の拠り所は公民館だと思います。公民館は公民館、地区統合は統合で今後進めていくべきじゃないかというふうに思いますが、その点についてどう思われますかお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、公民分館については、五つの地区から新築、改築の希望が出てました。その中からですね、その前に2地区の公民分館の建設があった時に非常に高額になったということで、モデル今設計もやっていますが、そういう中で100戸以上のモデル設計も準備したところです。それで推移しようと思ってましたが、議会のほうから区の統合も考えていかないと、だんだんだんだん戸数が減っていく中で、今までどおり行政区一つずつ公民館をつくっていくと無駄になってくるから、区の統合を踏まえた上で公民分館も建設していくべきではないかという意見をいただいて、それでそれぞれの希望が出てる行政区のほうに出向きまして、区の役員さんたちと協議をしています。そして、その区の統合を行いながら、区の統合を前提に公民分館建設を進めたいということでは区の役員さん方は御理解いただいと私は認識しております。

◎議長（徳永 正道君） 小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） はい。私は議会のほうで、区の統合というのをですね、早急に進めてほしいという意見が出たとは、私は思ってませんが、それは一遍全協かなんかでいきなり、いきなりというかそういう区長会あれで説明があったということ聞いたもんですから、町長に行政主導で持っていくのはおかしいんじゃないかというようなことを全協か何かのところで言った覚えはありますが。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、議会のところで言われましたのでそれはちょっと議事録を探してみたいと思います。それと決して行政主導というような強権的なことはやってませんが、ある程度区のほうからですね、すいません行政のほうからですね、働きかけていかないと、なかなか動かない懸案でありますので、こちらのほうから主導するような形でお話をさせていただきますと、区長さんあたり話しますとですね、それはも

う本当に高齢化していく。その中でもう人口も減る、戸数も減る。だからそれは区の統合はやるべきだということを同意をいただいておりますので、決して町が主導で無理やり引っ張っていくわけではありません。区民の皆さんたちの意見も十分聞きながらやっております。

◎議長（徳永 正道君） 他に。難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、3番です。教育課に成果説明書36から37にかけての件でお尋ねします。コロナ禍ということですね昨年はたくさんの消耗品費の出費が出ているということが、この中でもわかりますし、決算認定書にもその金額が出ておりました。サーマルカメラなどはですね、機械ということなんですけれども、消耗品ということで、上小学校の6年生だけがですね、マスクを不織布のマスクをつけること、それから除菌シートを持参することっていうことをですね言われてるそうなんですけれども、その事実というのはあるんでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 今お尋ねいただきました不織布マスク等の持参を義務づけたということにつきましては、私ども教育課では把握しておりませんので、事実を確認いたしまして最終日にでも御報告申し上げたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。これ保護者の方からお聞きしましたので、確認したところそのようなお話でした。6年生だけということですね、除菌シートは何に使うのかとお尋ねしましたら、トイレの後のということですね便座を拭いたりということなんです、他の小学校でもそういうことがあってるのかなということだったもんですから、教育課で把握されてるかどうかお尋ねしたかったこととですね、あと消毒液がございませぬ。もう町の至る所もうどこに行きましても手指消毒の液が置いてあるんですが、この消毒液がですね除菌のし過ぎということで子供たちが、皮膚のトラブルというのが出てくるということをよく聞いております。大人もですねそうなんですけれども、マスクとかこの手指消毒液によって逆に常在菌が弱くなって免疫が弱くなるということもですね、一つのデメリットとしてございませぬ。病院とかに行きましたら、できるだけその皮膚に優しい消毒液というのを選んで置いてあるそうなんですけれども、学校のほうでは、それぞれやっぱり五つの小学校とか中学校でばらばらの消毒液を置いてあるんでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） これらのコロナ対策に対します消耗品の購入につきましては、各学校長によりまして選定いただいて購入いたしておるところでございませぬ。今お尋ねのこの消毒液について、どのようなものをですね買っておられるのか、それぞれの特性等についてはまだ把握しておりません。これにつきましても最終日にですね、御報告申し上げたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） はい、9番です。9番です。ページはですね107ページ。文化財の保護費で丸池のリュウキンカの保護、を業務委託でやっておられますけれども、その保護のですね現在のやり方といいますか手法どういったところに重点を置いて、頭に置いてやっておられるかということをまずお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 丸池のリュウキンカの業務委託でございませぬけれども、これにつきましては、令和2年度からその業務の委託内容を書いております。令和元年度までにつきましてはりゅうきんかの保護及びこの公園化としての景観整備を主としたところで、雑草等の繁茂を防ぐような除草作業、また、せび競費も行っておりました。しかし昨年、令和2年の5月に県の自然報告課から、リュウキンカ保護について御指

導いただいております。そこでですね、この公園化をしたことによりまして、排水設備や来園者を楽しんでいただくために、植栽しました菖蒲やカラー、また睡蓮等についてはこれは外来種であると。そういうことで丸池の自然保護については適さない環境であるということから、昨年からのような外来種である菖蒲、カラー、睡蓮等のまず除去作業を行っていただいております。それと、私たちが1件雑草だと思ってた植生につきましては、貴重な湿地植物だということも一部わかりましたものですから、除草についてもそのような点を気をつけていただきながら、管理いただくということでもしております。今後、このような外来種の除去が進めば、湿地回復のためにですね、湧水等の導入というものをですね図っていく必要があるのかと今現在考えているところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） はい。菖蒲あたりももう今は邪魔になるということですね。いやよかです。はい。私がですねやっぱりあの地元で、昔からの見とってから思うのはですね、今言われました湧水、水の量が大変もう減っております。昔はもっとですねほんとの丸池、なんですか。湿地帯ですね、もう自然に、リュウキンカも自然にあったですからあれを保護されてるんですけども、まだまだ自然に湧水があってリュウキンカも自然にあったと。だからですね何を言わんかとするのは、もっとこう、自然に帰したほうがいいのかなという印象を受けておりました。しかしながらそういった県からの指導があってというようなことで、これからちょっと期待をいたしますけども、水がとにかく減っているということがリュウキンカの自生には少しネックになっているんじゃないかと思っておりますので、ただただ隣に大きな久鹿川がありますよね。あそこに自然にそのまま水をどんどん流すよりも、ある程度は止めたりというような工夫をされるのも一つの手かなと思っております。そういったことでは、いろいろ手法はあると思いますので、教育委員会のほうでですね、教育課のほうで手厚い保護をよろしくお願いをしたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 今、議員御提案いただいたとおりでございます。丸池につきましては、湧水が乾田化、周りの田んぼの乾田化が進みまして、あわせて丸池の湧水量も減ってきております。そのようなことで今年度は一部公園下の遊歩道につきましてを掘削いたしまして用水といいますか配水、用配水路の水が入ってくるようにはしております。しかしながら、この田んぼのほうでせきとめられればですね、実際水が来ないような状態になっておりますので、抜本的な用水といいますか湿地に戻すための対策が必要かと考えております。議員の御提案いただきました、隣に流れる久鹿川の水が引けないかも今後検討していきたいと思えます。よろしくお願いをいたします。

◎議長（徳永 正道君） 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時43分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 1点お尋ねします。これあの予算等の中で説明をいただいている内容だと思うんですがちょっと確認をお願いいたします。GIGA スクールの情報端末の件でございますが、今朝だったですかね、ラジオだったかテレビだったかちょっと忘れたんですが、自治体、学校ともすいません、記憶を失念しましたが、その情報端末を使ってのいじめによるこれは確定してない話なのかもしれませんが、いじめによる自殺というかそういう事案の中で、情報、この町の学校の情報端末のなんていうかネットの条件とい

うか、そういうのも通常の言い方悪いですけど、そのいじめに使えるようなそういう環境になっているのかなと私はちょっと疑問がそこに分けましてですね、ですから活用のほうじゃなくて負のほうですね、その付近の縛りというのはどうなってるかだけちょっと確認をさせていただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 本日ニュースに流れましたいじめによる自殺につきましては、タブレットに入っておりますグーグルチャットを使用してのこの悪口からかいの言葉を書いたのが原因ということで報道されているようです。本町におきましては、外部から等につきましてはのそういうチャットに入ることはできませんけども、子供同士の中で意見を言えるような、そういうもの、アプリは購入しております。本来であれば利用の方法としましては、授業中に自分の取りまとめた意見をですねその場で出すとかというのが本来の使い方ですけども、そういう授業外でのそういう使用に至ったものと考えております。根本的にはそういう対応につきましてはやはりいじめ防止対策が基本になってくるかと思っております。本町でも、日頃からいじめの防止対策といたしまして、各小中学校では月に1回心のアンケートを実施することによりまして、いち早く子供のいじめの状態を把握しているような状況です。またPTA総会等で保護者に子供のサイン発見チェックリストも配布しております、保護者から子供の様子がおかしいということであれば、学校に相談いただいているというようなことでございます。ちなみに令和2年度で4件のいじめ問題が発生しております。心のアンケートで把握した分が2件、保護者が学校に相談されたのが1件、本人が直接生徒指導に相談した分が1件ということで把握しました。これらにつきましてはいずれももう既に学校等で対応いただいて問題なく終結しているところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、いじめのほうまで御説明いただきましてありがとうございます。はい、最初のもうこれも私が言う必要もないんですけど、そういった今の情報機器、この学校、町が準備する以外の個人の所有物も含めてですねそういう時代ですので私なんか全然ついていけないぐらい子供たちは恐らくもうその世界に詳しいんだと思いますが、少なくともその町の学校の機器によってというようなことが言われることがないようにですね、今課長が御説明された根本的な部分が当然ありますけど、そういった付近もぜひ御配慮をよろしくお願ひしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 学校で使いますタブレット以外にそれぞれ児童生徒は家でもそのような通信機器を利用しているような状況でございます。そのような通信機器の利用に関しましては、あさぎり町では通信機器の安全利用に関するガイドラインというものを定め、児童生徒にその必要性をしっかりと考えることや、目的や使い方について指導をしているところでございます。今後もそのようないじめ等の悲惨な目的に使われないようにですね、正しい通信機器の利用について今後学校の教育現場の中で指導を徹底してまいりたいと思います。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、10番皆越です。教育課にお尋ねします。口座振替手数料がですね114ページにそれぞれ小学校・中学校計上してあります。で、その中でですね、また不用額調書におきましては、49ページに、7月より代行収納により口座振替を導入したが、全ての保護者が口座移行したわけではないのでその分が不用額となったというようなことでございますので、小学校・中学校ですね、何%ぐらいの方が口座振替に移行されないのかお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 小園教育課指導主事。違う。すみませんすみません。藤本給食センター所長。失礼しました。

●給食センター所長（藤本 安則君） はい。御質問にお答えいたします。正確な1%未満までの数字は、現在手持ちに持ち合わせておりませんが、口座振替率はですね学校給食センターで把握している分では、98%。およその数を申し上げますと98%になります。令和2年度におきましてですね、収納代行サービスを導入しているわけなんですけれども、それ以前より学校給食センターでは口座振替を推進しておりました。口座振替をもとにした収納代行サービスでございますので、収納代行サービス業者のほうに口座振替の依頼を再度行うということで、今回不用額が生じております。口座振替自体はですね、各金融機関に従前は申し込んでおりました関係で、四つの金融機関しかできませんでしたが、収納代行サービスを導入したことによって、広く全国金融機関対応になりましたので、利便性は向上しているものと考えております。ただ、収納代行サービスのほうにですね移っていただけなかった方がそのまま既存の金融機関のほうでの口座振替に残っているという形で、収納代行サービスへの手数料が発生せずに金融機関への手数料のまま残ってしまっているという形で、不用額が生じたということに決算書上はなっております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 1点お伺いいたします。ページ36ページの主要な施策成果説明書においてでございますが、今回上小学校と岡原小学校の屋外運動場の整備事業がなされております。この場合ですね今年非常に雨が多かったんで、これ多分あの排水がよくて子供たちも喜んでと思いますけど、この工事をした後にですね工事検査についての試験成績書なるものはどういう項目でなされていて、まだ実際踏査されて、その現地をですね雨後とかにいかれて効果なるを検証されたのか。それと、この暗渠排水が敷設されておりますけど、将来における目詰まり等に備えてのメンテナンス等についてはどのようになっているかを伺いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 昨年度整備いたしました上小学校、岡原小学校の屋外運動場の舗装の時の透水性試験につきましては今現在検査した時の現場透水性試験の報告書を持ち合わせておりませんのでその結果につきましては、最終日に御報告を申し上げたいと思います。また、今後の目詰まりした時の対応ということでございますけれども、そのその件につきましても、最終日にまたどのような対応するのか具体的に御報告申し上げたいと思います。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 私も地元でございまして、実際の踏査とって実際行って、雨の後に行ってみて従前よりもその効果があったなというふうにも実証するべきなんですけど、それについては担当課としてはそういう踏査はすぐできるものと思いますけど、その辺のところでは確認はなされておりますか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） はい。踏査ということにつきましては、常日頃から学校におきまして、それぞれ毎日施設の状況については確認いただいておりますので、万が一不具合があった場合には教育課のほうにすぐに連絡いただくことになっております。今現在におきましてはそのような不具合の連絡いただけていないということから、透水につきましては、問題なく問題ないところというふうに思っているところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。初日に教育長からは教育委員会の点検評価についての説明がありました。そこで伺いますが、学校教育法の施行規則の中には、各それぞれの学校の評価をして公表しなければならないというふうなことになっております。その評価については、設置者、町長にですね報告をするということに定められておりますが、町長はこの評価表結果表を見て、どのようなことをそれぞれの学校につい

て5校ですね。お考えへがおありなのかということをお尋ねを申し上げたいと思います。そしてなおかつ学校運営協議会というのがありますが、ここが学校それぞれの運営といいますか、経営内容を評価すると。それぞれの役割をしっかりと定められております。ところがこの学校運営協議会の顔が我々には見えてません。この学校運営委員会は非常に大きな権限といいますか、評議員会と全く違う運営協議会っていうのは権限があります。学校のそれぞれですね経営方針、そういったものまでもしっかりと運営協議会は精査をし、承認をしなければ学校経営は成り立たないということになっておりますが、今の学校運営協議会の在り方、どのような活動をされておられるのか、また、この辺も公表するということになっておりますが、その辺を御説明いただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） ただいまの学校運営協議会に関する、協議会に関する運営についてのお尋ねがございましたけども、それぞれ各小中学校には学校運営協議会が設置してございます。これ運営委員は各校6名から7名、まずPTA代表はもうどこでもどの運営協議会でも会員として入っておられます。ほかに地区の区長さん並び及び児童委員、民生委員、あと保育園、幼稚園等の責任、その管理者等が会員として入っておられます。学校運営協議会ではどのようなものを協議するかといいますと、先ほど議員がおっしゃられますように教育課程の編成、学校の教育目標、経営、そういうものを協議いただく形になっております。これにつきましては、学期ごとに1回は協議をいただくこととなっております。今回新たにですね、学校規模等適正化審議会を運営協議会から代表を出していただきまして、その関係上ですねそこで協議します事項につきまして学校運営協議会の中でもそれぞれに意見を出していただき、会議に臨んでいただくということで、これまで以上に学校運営協議会の責務が大きくなったということで、今までは地区の学校運営に関してだけの考え方を整理いただくというようなことが主な業務でございましたけども、今後は町全体を見届けた上での各小中学校区の運営ということでの視点で協議いただくということをしているような状況でございます。また、学校運営に関する評価は、学校運営協議会の中で実施していただいております。その結果に基づきまして評価のほうに反映させていただいているところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい、では失礼します。学校評価のお尋ねがございましたが、学校は、自己評価を行いまして、その結果を教育委員会のほうに上げなければいけないというふうになっておりますが、まず、学校教職員それから子供たち、そして保護者、大体3者で自己評価を行っております。その評価をまたまとめて、そしてまた教育委員会のほうに上げていただくというような形で取り組んでおりますが、その結果については教育委員会のほうにも知らせしているところでございます。それから学校運営協議会につきましては、これ非常に権限が強うございまして、学校長の学校運営の承認と経営の承認、それから学校経営に対する意見を言うことができる。そして人事異動についても、いろいろな意見を言うことができるというような運営協議会でございますが、運営協議会は設置してあるところをコミュニティースクールというふうに呼んでおりますが、うちはもう全部学校運営協議会が設置してありますので全てがコミュニティースクールというような感じになっております。そういうような感じで評価についてはですね、今取り組んでおるところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、今の議員お尋ねになりました評価表というのはまだ私の手元には来たことがありませんので、また確認して見てみたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。教育委員会には届いているということではありますが、はい、第68

条その結果はそれぞれの学校の設置者、これにこの設置者に報告するというようになっております。しっかり首長さんもその今までと違った教育委員会の在り方も変わってきております。首長の権限といいますか、そういったものがしっかりと反映できるような学校教育というのが今求められておりますから、それぞれの学校の評価というのは首長にもしっかりと報告をして、そしてそれぞれの学校のいいところ、あるいは弱いところ、そういうものが出てくるはずでありますんで次年度の部分についてはしっかりと早急に報告いただいて、対応策をやっていただきたいというふうに思います。それともう1点ですが、今さっきお話のように適正化審議会というのがあります。まず、今お話のように運営協議会のメンバーがそれぞれ入ってるということですが、話を聞きますとですね、学校適正化規模審議会の中で、今、多分小学校の統合の問題が出てるんじゃないのかなど。大きな課題として聞いておりますが、これについては私はそれぞれの委員さん方の中で聞くと、統合ありきの話がもう当初からあってるというような話でありますんで、この辺の適正化審議会とその評議委員会の在り方、連携、連携も同じ人が行くんですけども、本当にその適正化審議会の皆さん方がメンバーに加わるのであるとするならば、それぞれの学校の保護者、あるいは地域の方々の意見というものを真剣に受け止めてからでないと、私は適正化規模審議会に行くべきではないんじゃないのかなって思うんですけども、そういった順番ですね。これは非常にデリケートな問題でありますんで、やっぱり統合ありきの話をしていくとこれあと大変なことになるような気がしてなりません、もう少し地域地域の特性の中での意見というのを反映するのが先ほどから申し上げてるメンバーのですね運営協議会のメンバーだと思うんですけども、その辺りのメンバーの皆さん方運営協議会に対しての説明というのをどのようにお考えでおられるのかということを確認しておきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 学校規模等適正化審議会にて御説明申し上げました今町の人口推計、それから各小学校の児童の推計と、また学校の校舎の老朽化等について前回まで説明をいたしております。今議員のほうからその審議会で諮ったことを、運営協議会の中で統合ありきでこの話合いをしたというようなことが情報として入っておられるということでございますけども、教育課といたしましては全くそのようなことは申し上げておりません。その件につきましては、多分統合した場合の、委員の方からですね、統合した場合、1校統合した場合どの程度の新築費用が必要なのかということ、資料を提出せよということでしたので、その資料を提出したことによりましての勘違いをなされているかと思っております。次回それぞれの小学校区の意見のほうを持ち寄って、9月28日には会議を開くこととなっておりますので、もう一度その会議の中で確認をして、誤解のないような協議をしていただくように皆様のほうに申し上げたいと思っております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい、最後にしますが、いつぞや学校経営計画と学校教育計画について質問をしてこれについてもしっかりと公表するべきではないかという話をした経緯があります。やっぱり今それぞれ地域の皆さん方との協力、やっぱり支援というものが学校の中には大変重要なことになってきてるわけですから、このあたりの学校のそういった経営方針であったり、教育計画であったりというのはやっぱり公表しながら、私はするべきではないかというふうにも思います。なかなか今まで見てみますと、やっぱりプライバシーの問題であったりあるいは学校のそれぞれの学校の特性の中で教科の数値が出てきますんで、学校の格差というものがあったりとか、いうことでなかなか公表には結びついておりませんが、しかしながらやっぱりするべきところはして、よくなる方法をみんなで知恵を出していくというほうが私はいいんじゃないのかなというふうにも思いますんでこのあたりはしっかりと決まり、決まったことについてはしっかりと公表していただくような方向をとっていただきたいというふうに思います、いかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい、えーとですね学校経営につきましては先ほど言いましたように、学校それぞれにおきまして自己評価をやりますので、それに基づいて学校長は次年度の学校経営をつくり上げます。その学校経営につきましては、年度当初はPTA総会等できちんと紹介をしていくというような形になっておりますし、教育委員会のほうにも学校経営案というのが上がってきます。それを見まして私たちはそれぞれの学校がどういう経営をしているのかということで判断をしながら教育委員会からいろんな支援をしていっているというようなところでございますが、町全体にそれぞれの学校の経営等についての公表ということになりますと、またいろいろな点から協議しながら公表しなければいけないかなというふうに思っておりますので、そこはまた検討させていただければというふうに思っておりますが、各小・中学校におきましては、もうきちんと各保護者には学校経営については示しておるところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 他に。他にありませんか。山口議員。

◎議員（8番 山口 和幸君） はい。8番山口でございます。それでは主要施策の成果説明書ということで、文化財保護事業でございますが、町内文化財の保存、普及活用を目的とし、文化財保護審議会の設置や伝統芸能保持団体への補助金交付事業を行ったと。特に主な事業として、丸池リュウキンカの公園の清掃管理委託業務、宮原観音堂の修理の補助金というふうな記載がございますが、実は3点伺う予定でございましたが、先ほど永井議員のほうからリュウキンカの話が出ました。私もちょっとお尋ねしてみたいということで思っておりますので、少し触れてみたいと思っておりますが、永井議員のほうへの答弁で十分だというふうに思いますが、やはり旧免田町の出身として、やはりあのリュウキンカに対する思い入れもありますので、合併をしてから今さらというような意見もあろうかと思いますが、少し皆様方にも御理解をいただきたいというふうに思います。これ、私は免田町史をコピーしてまいっておりますのでそれを見ながら少し触れてみます。昭和45年11月22日、これを書かれた北村龍雄さんという方なんですが、農用地開発公団に勤務中であつたと。その時に吉井地区の圃場整備工事を公団が施行していたがブルが沼地にめり込んでしまったと。他のブルドーザーがワイヤーで引上げる作業を見に行った時に、施工地の上の湿地帯は約1ヘクタールの葦が繁茂して湿地であつたが、もう大部分が埋められており9分どおり工事を終わり約2アールの湿地が残り、葦が生えていたので吉井地区の工事員と町議とこのあたりには確かりュウキンカがあつたかという思いで探してみたら、3、4株見つかったと。45年の話なんですよ。その時に、これはもう大変なことになったと。このリュウキンカそのものは、やはりもう珍しい植物であるということで、このままほっとくといひますか、放置をすると絶滅してしまうということで、内容等を当時の24日の人吉新聞に掲載されたのが大反響となって、25日はNHK、朝日新聞、読売新聞等々の記者が取材に来たというふうに書いてあります。それから、当時の今村主事とか、教育委員会の主事で私の大先輩でございますが、500メートル位先にはあつたような感じがするというふうにふれと言われたんで見に行ったところ、何とか4、5株が残っていたということで、これはなんかNHKで放送されたそうなんですが、実はそれからちょうど45年といひますのが、私が役場にお世話になった年でもございます。したがってその流れを少し記憶をいたしておりますが、このタイトルはリュウキンカの発見から天然記念物指定までというふうに書かれております。そういうことで、いわゆる開発工事が行われて、その貴重な植物がなくなつてということで、大変な保護運動が起こつたとの記憶をいたしております。この北村龍雄さんは息子さんが北村龍三さんとおっしゃつて町会議員もされておりましたが、そこのお父さんで大変あのこういふことに造詣の深い方でもありました。それで、この北村さんあたりを中心として保護運動が起こつて、もう今でも大変こう記憶をいたしておりますのは、私の小さいところからの主治医であります黒木病院の山村先生、あの方ももう先頭に立ってその株を増やす保護運動を一生懸命されたのを記憶をいたしております。そういうことから始まって天然記念物になり、あるい

は免田町の町花になったりあるいはあさぎり町でということになるんでありますが、先ほど永井議員がおっしゃったように、実際私自身も最近のリュウキンカの株が、もう小さくなったり、あるいはもうなくなったりという場面を見ておりましたので、大変心配をいたしておりました。その中で、教育委員会のほうでは、先ほどの答弁で大学の指導をいただきながらしっかりとした対応をしていただくということでもありますので、機会を申し上げたいと思いますが、やはりなかなかこう植物の再生って単なる移植しても駄目だというふうに聞いておりますので、ぜひ専門家の意見をしっかりと聞いて、やっぱそれに必要な予算は計上してやっていくということをしていただければと思います。つけ加えてございますが、ここにも同席していらっしゃいます山口教育課長補佐。旧免田町時代に人力車を引いてあのリュウキンカ見事に咲いている所に観光案内をしたのを思い出しておりました。ぜひ、そういう時が来るように教育委員会のほうではしっかりと、特に米良先生が丸池に足を運んで水の管理を今していただいているということを手づてに聞いておりますので、ぜひよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。それではあと2点ですが、もうこれについてはもう永井議員のほうで答弁がありましたので結構でございます。一つはですね、才園古墳でございます。幾度となく一般質問等々が過去にあっておりましたが、昭和13年の2月14日に村の公会堂、今いわゆる公民分館でございますが、建てるために自力をした際に、的射場続氏他数名の人たちが、石室を掘り当てたというふうに町史に書いてございます。もっと詳しいことはそれぞれ町史をお読みいただければ分かることではありますが、その結びの中でですね出てきた副葬品等にあらわれた実年代の加減から見て、これはもういわゆる馬具とかいろんなことを指すんでありましようが、7世紀中陽を中心としたことと考えられる。それにしても才園第2号古墳によって祀られた人物は、遠く中国大陸や朝鮮半島にもつながる文物を所有し、これは多分そういういろんな馬具いろんなもの刀等々も含めて特に流金獸帯鏡という鏡のことを指すんだらうと思うんでありますが、畿内、いわゆる近畿地方や北部九州、肥後地方などの先進地帯とも連携を持っていた。それほどこの古墳の被葬者は有力な豪族の長であったことがうかがえるということ思い出しますのがですね、ある考古学者が、地下から出てきたものに嘘がないという言葉聞いたことがない。そういうことで、この才園古墳の保存につきましては、やはり教育委員会のほうで今回の成果説明書にも触れてはございませんが、やはりその都度県との協議はなされていると思います。しかし、昭和13年からですからもう既にですね、このときに立ち会った大人たち、あるいは子供たちもほとんどいらっしゃいません。そういう状況下にありますので、今私たちの時にこれをどうやって保存するかを考えないともう教育長も幾度となく行かれたと思いますが、特に教育課長は免田町の教育委員会出身でございますのでよくわかっていらっしゃると思いますが、あの石室に塗ってあった紅がもうなくなってきた。古老の話では、才園の太鼓踊りする時には、化粧にその紅をとって塗っていたという話があるんですよ。だから、大変難しい課題ではあろうかということ聞いておりますが、もうそんなに長くはもたない課題だと思えます。したがって、この文化財保護審議会等々もありましようし、いろんな場面で議論しながら、特に県の文化課との調整が必要だと思いますが、その1号墳から4号墳までの整備の方針を固めない、そこに向かっていく進入路、これはもう農作業にも関係する道路であります、そういった等の整備にも影響してそちらも遅れてまいっております。これはもう合併前から合併後大きな課題の一つでありますので、今の時点でR2年度等々にどのような動きをされたのか。ちょっとこの成果では読み取れませんので、そこでの説明をお願いしたいと思います。それからもう1点でございますが、これわ平成26年の9月9日に一般質問をいたしました、いわゆる人吉球磨の古社寺ということで、いうことで熊大のほうで調査をいただいたこととありますが、あれもう多くは語りませんが、古社寺の宝庫と言われる人吉球磨地域には、県内の国県指定文化財になっている古い神社や寺院等の8割以上が集中している。しかし、過疎化や信仰心の希薄化などで、適切な維持管理や保存修理がされなくなり、危機的な状況に置かれている。という前書きで熊大のほうで調査いただいた時

のですね読んでみますと、中世以来の数多くの第一級文化財建造物が大切に保存されている日本でも有数の地域になるというような定義づけで話があります。その一覧表もできておりますが、その中で一つの例としてですね、山江村の阿弥陀堂が大変大事なものであったのが、もうそれを守りされる方が1人しかいらっしやらない。年配の方が。ということが、その方に万が一あったらということで、もうそれもそのまましとくと朽ちていくというようなことでここに書いてあるのは、多数の中世建築保存が急務である。そして、未指定でも文化財的価値が大きいということでございます。山江村の当時の大平教育長の言葉がですね永く引き継がれてきたものもなくなるのは一瞬、次世代に残していくのが我々の責務だというような言葉の結びがでございます。今申し上げましたこの古社寺、あさぎり町にも随分とございます。当時調査をしているんな考え方をということを上上げたのを記憶しておりますが、これも先ほどの才園古墳と一緒にですね、やはり急ぎの仕事だと思います。また、これには相当な経費も必要になりますので、当然町長とのいろんな打合せも必要でありましょう。しかし、やはり私たちの祖先が残してくれた大事なものでございます。私たちの時代でなくすわけにはいきません。是非、教育委員会のほうでですね今年度はR2年度についてはそこまでのいろんな活動されたことがこの時点で結果として報告が出るとは期待はいたしませんけれども、まずはR2年度、それまでの動き方について、もうリュウキンカは結構でございます。才園古墳とそれから古社寺のことについての考え方、答弁をお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） まず、才園古墳群の令和2年度の取組につきまして御報告を申し上げますと、これまで才園古墳2号古墳とその隣に公園化しております芝生等につきましての除草、清掃について近隣の住民の方で組織いただいております才園古墳管理組合へ除草清掃につきまして業務委託を実施しているところでございます。また根本的に先ほど議員が言われましたように、石室が露出し、風雨等により中の朱が風化しているのではないかとというような御意見いただいておりますが、私どももやはりそこは心配しているところでございます。今現在は石室を覆いや囲いで人が入らないようにフェンスで囲っているところではございますけれども、実際ある程度の風雨は避けることができますけれども、やはり大きな台風等が来ますとやはり中のほうに雨が入り込むというようなことも考えられますので、保存については、考え方の一つとしては、今よりも大きな覆いをつくり、また周辺には風を通さないような何らかの壁をつくるというような方法があるかと思っております。しかしながらそのような方法ですと、見学いただく皆様からその石室が見ることができなくなるというようなことも考えられます。もう一つは根本的に石室を覆土し、本来の古墳の状態にし、ガラス戸等で仕切りをして中が見れるというような整備の仕方もあります。しかし、この整備につきましては、大規模な工事となるため、まずは、県の文化型の調整が必要でございます。また才園古墳群につきましては、埋蔵文化財包蔵地であるため文化庁の許可を得るという手続も必要でございます。そのようなことから、当面現実的な対応としましては、覆いやを大きくして、風が入らないような手だてをとるのが1番の現実的な対策とは思いますが、いずれにしても、それなりの費用が発生してまいりますので、有利な財源等がないか財政課等々も協議しながら今からでも計画を進めていきたいと考えます。2点目の古寺社の保存ということでございますけれども、これは熊大のほうで以前調査をいただいております。その中で早急に修繕が必要な古寺社として、本町でも幾つか指摘をされております。その時に修繕をしたいという地域の管理者からありました築地の熊野神社本殿及び薬師堂及び深田阿蘇神社本殿については、当時修繕をしたいという申出がございましたので、町指定文化財に指定いたしまして補助金で対応するように計画をいたしました。しかしながらその後、地域のそれぞれの課題が発生しまして、補助金支出には至っていないところでございます。今後、このような重要な古寺社につきましては、地域の方々に重要さを認識いただきまして、補助金等を利用されながら保存に努めていただくようにもう一度働きかけをしたいと考えているところでございます。

でございます。

◎議長（徳永 正道君） 山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） はい。十分状況は承知の上での答弁であります。実はもう一度もう原点に戻ってといいますが、才園古墳についてはですね、今のところどうしてもその第2号古墳にこう集中しがちです。だから、こういう町史等を読み上げてみていくと、やはり第1号墳のほうからいわゆる湯前線が通るときからの話に行きますんで、第2号、第3号、第4号等々含めたところですね、やはりあの周辺をやはり全体的に整備をする。一つの考え方を持った基本計画を立ててやらないと、一時的なやり方だけだったら、もう何て言いますかね中途半端になってしまうような感じがするんですよ。ただ、おっしゃるように文化庁の許可もいただかなければならない。あるいは県の文化課の協議も必要なんで相当のエネルギーが必要だと思いますけれども、先ほど申し上げましたとおりあそこの整備は周辺の道路にも影響してまいりますんで、ぜひ全体的な周辺、才園古墳周辺整備という銘打ってですねやはり検討してみるということも必要だと思いますので、これはもう町長部局とも関係いたしますが、まず教育委員会のほうでその審議、保護審議会等々ですねいろいろと議論していただけないだろうかということの質問とその古社寺についてはですね、熊大のほうで調査いただいた以降のものにおいてもですねやはりとても大事な文化的な価値があるものが相当あると。実は私どもの私が住んでる地区にもですね祇園さんがあるんであります。もう数軒で守りをしていただいておりますが、これも江戸時代中期ぐらいちょっと後かもしれませんが、その地域で守ってきたもの、こういったものがですね先ほど紹介いたしました山江と一緒に、あさぎり町の中にもたくさんあると思うんですよ。だから当時質問申し上げたときに当時の多分甲斐課長だったと思うんですが、調査をしてみると。あさぎり町内を。時間はかかるかもしれないけども調査をしてみます。調査をしてみないともういずれもう人がいなくなる。守りをする人がいなくなる。ということになると、先ほどあさぎり町の築地の球磨神社、あるいは薬師堂の話も出ましたけども、結局人が変わっていくとそれをみんなで守ろうという意識も薄れるし、また今度はそれをするための金もなかなか集まらないということも出てまいりますんで、1回ぜひですね、大変なこのコロナ禍で大変仕事が忙しい時期じゃあろうかと思うんであります。中世以降の素晴らしい建築学上、貴重な物が残る。またその以降にも素晴らしいものが残る古社寺でありますので、ぜひ1回あさぎり町内の調査をしていただけないか、その2点をお伺いして終わりにいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） まず、才園古墳でございますが、本当にこれはもう貴重な文化財の一つというふうに思っております。これにつきましては、やはり周辺整備も含めまして、やっぱり専門家の考えを聞くということが大事かなと。保存も含めましてですね、どういう方法が1番風化等にも対応できるのかというのは、やはり専門家の意見を聞くということが大事かなというふうに思っておりますので、まずそちらのほうでちょっと動いていきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 古社寺等の保存につきましてお答え申し上げたいと思います。古社寺指定文化財以外の文化財、未指定文化財、これにつきましては昨年度他の議員さんからもその保存方法について御質問があったところでございます。その時私は熊本県文化財保存活用大綱ができてから対応を考えたいということでお答えをしております。実はこの熊本県文化財保存活用大綱は、令和3年の3月に定められました。内容としましては、未指定文化財を含めた文化財の利活用の基本的な方向性を納めているものでございます。これによりまして私どもは今研究の段階でございますけれども、未指定文化財についてもあさぎり町の文化財保存修理補助金を改訂してですね保存できないか今研究をしているところでございます。しかしながらこの財源等につきましてはの研究も必要ということでそういう課題もございまして、実際事業を実施した際の事

業量の把握も必要だということで、やはり先ほど議員が言われたように、未指定文化財がどの程度存在するのか。まずは把握することが1番だと。そしてどの程度の事業要望が出てくるのかというのを今後検討しなければならないということで課内で今現在研究を進めているところでございます。今後は最終的な問題としては、どうしても財源の確保というのが一つのネックとなっておりまして、今後は財政課を含めたところで見解につきまして今後の展開、研究していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 質疑の途中でございますが、ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後3時39分

再開 午後3時48分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。他にありませんか。各課について質疑いただきましてけれども、全課にわたっての質疑があれば、ここで受けたいと思います。質疑ありませんか。森岡議員。

○議員（13番 森岡 勉君） 私のほうから税務課と町民課のほうに御質疑したいと思います。税務課につきましては決算審査表のほうの中で14から16ページの間において、過年度分から徴収の表が載せてございますけれども、この徴収率の向上につきましては努力いただいておりますということで大変評価できますし、金額においても減じております。これにつきましては債権管理の条例を制定されて、その設置等職員の横断的な対策で効果が出てくるんだろうと思いますけれども、ただ健康保険税に関しては、不納欠損額は減じてはいるもののゼロではないし、未済額のほうも登記じゃなくて滞納のほうはまだそう残ってるという状況でございますので、今後どういった解消を臨まれるのかが1点と、それから町民課のほうはですね、環境保全費の中でごみ処理につきましては説明いただいて年間3,900万トン、3,900トンという説明でございましたけれども、現在全国でのごみ処理費の国民1人あたりは1万8,690円でございます。あさぎり町内ではどのくらいになるかということでもあります。と申しますのが、令和3年度の国家予算は大体106兆円でございます。税金が約50兆円見えてございます。あと残りにつきましてはこれはもう借金ということで、これも国民の負担ということで、こういった環境問題がですね我々町民住民1人あたりにのしかかってくるわけですので、これについてのあさぎり町民の1人あたりのごみ処理費あたりはどのくらいだったのかをお尋ねしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 池上税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） はい。議員お尋ねの債権回収対策会議の件でよろしいですかね。この件につきましては、昨年度は4課から18件移管しております。その中で、5件は完納もしくは納付誓約等により担当課に返還しております。残りの13件中12件は、納付誓約その他差押えを行い、徴収実績を上げているところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 深水町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい、昨年度のごみの搬出量ですけれども、可燃ごみが3,089トン。あと不燃ごみが145トン赤池へのクリーンプラザのほうに出されておりますが、費用につきましては手持ちの資料がありませんので、持ち帰りまして1人当たりの費用、それと世帯当たりの費用について計算をしまして、最終日に報告をさせていただきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（13番 森岡 勉君） まず、税務課の方にお尋ねいたしました回答、確かにそのような状況で回収に当たってるんだろうと思います。今回の国保税関係につきましては、もうこれは県域一本化ということで、

税につきましては各町村で設定できるようになっておりますけれども、現行のところこう回収につきましては税対応ということで徴収になっておりますが、例えばこれ政令都市の熊本市は保険料でございます。税と料とどちらかに統一された場合に、料のほうがやりやすいと思っておりますけれども、ただ回収側に向かいますとやっぱ税のほうが公債権関係で厳しくというか、やりやすいと思っておりますので、そのところは対応は今後どうされるのかということと、それから町民課につきましてはですねやっぱし今後のごみの減量につきましては、いろんなこう対策はされてもやっぱ減らすほうの工面をやっぱ考えるべきじゃないかと思っておりますので、そのところよく御検討お願い申し上げたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい。ごみの減量につきましてはこれまでも広報等で周知を行ってきております。実際にその不燃物、可燃物については分別の事業に取り組んでおるとか、生ごみにつきましては堆肥化の事業に取り組むなどの取組を今も継続して行っており、そのごみの減量については周知も行っているところでございます。今後もそういった事業に有効な事業に取り組ながら、ごみの減量の推進を図っていききたいというふうに考えております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 石井税務課長補佐。

●税務課課長補佐（石井 誠君） 国保税の件で、国保税と国保料の違いといいますか、についてのお尋ねだと思っておりますけれども、もともとですね何が違うかといいますと、根拠となる法律が違うものでございます。国保税は地方税法、あと保険料は国民健康保険法に基づいたものですね。決めるのは市町村が条例で決めることとなりますので、あさぎり町は税を採用しているということになります。どういったところが違うかといいますと、課税権の期間制限、遡って課税する期間が税だと5年、失礼しました。税だと3年あるものが料だと2年になったりとか、あと消滅、時効ですね。時効が税だと5年あるものが料だと2年とかになります。そういったところを見ますとより確実にですね保険料を回収するといいますか、に考えると税のほうがいいのかないかというところはありますが、大都市、都市圏でですね料が多いのは、やはり滞納の件数、額等が多いですので、その業務といいますか、そこを早めに切っていくといいますか、そういった考えのもとに都市圏では料のほうが多いという側面があるようです。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） すいません。一点ちょっと伺いたいと思うんですけど今ごみの問題が出てまいりましたけど家庭内から排出されるプラスチックの容器とか、それに付随するこれは燃えるごみで今出しておりますけど、ちょっと錦町あたりは分離してリサイクルといいますかその回収されてごみが非常に少ないというふうにかがっておりますけど、当町としてもそのように家庭内から出るプラスチックの容器とか、それに付随するものに対してリサイクル用に回せないのか、それについてはいかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい、プラスチックごみについてはもう最近全国的なとか世界的な課題となっております。あさぎり町においては今現在は可燃のごみとして出させていただいております。今議員からありましたように、錦町さんのほうは、行政区のほう为主体となりましてちょっと業事業者名は忘れちゃったけれども、業者のほうにそういったごみを取り扱う事業所、業者ですかね、のほうに委託をされまして、そこが入札を行い収集したっていうか集積場に集めた行政区ごとにですねプラごみの入札を行って、それを北九州の工場ですかね、そこが燃料として買い取っているという状況で、そこに若干の委託料発生するというものでした。町は、あそこに町のほうが関わってはいないという情報でございます。あと多良木町のほうもですね、それぞれの多良木町の中に3か所ぐらい廃プラの集積場がありまして、そちらにそれぞれの家庭から地区ごとにですかね、持って行かれてそれを多良木町さんのほうで回収をされて、多良木町にあるその

リサイクルの事業所のほうに持ち込まれているという状況であるということは聞いております。本町に置かれ、おきまして本来であればそういった取組をすることで、プラごみのほうの排出を減らすということは大変重要なことかというのは課内のほうでも話をしており、錦町のやり方なのか、それとも多良木町のやり方なのかそれか別に町独自のやり方なのかというところは現在少しずつではございますけれども検討をしているところではございます。プラごみについては広域的なやっぱ取組でペレットとかにですねできるような工場を造るのが一番いいのかなというところで個人的には考えておるところではございます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。他に質疑ございませんね。

（「なし」の声あり）

日程第2 認定第2号

◎議長（徳永 正道君） 次に、日程第2、認定第2号、令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。吉田健康福祉課課長補佐。

●健康推進課課長補佐（吉田 西子さん） はい、まず国民健康保険の概要について御説明します。令和2年度5月末の国保加入率は26.3%です。令和2年度の平均被保険者数は3,942人で、前年度から前年比から126人減少しています。3.2%の減少になります。次に、保険給付費についてです。総額は前年比98.7%で、1,861万4,000円余りの減少となっております。1人当たりの保険給付費は35万9,000円余りで、前年比6,500円余りの増という状況です。入院件数の増加が要因の一つと思われます。国保データベースで月80万円以上の入院の件数を抽出したところ243件で、前年より23件の増加でした。入院の主な疾患は、虚血性心疾患や関節疾患、それから腎不全などが見られました。それでは3ページをお願いします。歳入、上段の款1国民健康保険税4億2,559万余りは、歳入の19.6%を占めております。それから中段の款6県支出金14億4,221万円余りは歳入の66.3%となり、この二つを合わせて85.9%を占めております。4ページをお願いします。歳入合計は21億7,650万円余りで、前年比98.1%で4,171万円余りの減となっております。次に歳出です。5ページをお願いします。歳出は前年比100%となっております。歳出に占める割合で最も大きいものが、2段目の款2保険給付費で、全体の68.3%、次に款3国民健康保険納付金が29.8%を占めております。この二つを合わせて歳出の98.1%を占めております。それでは詳細について説明させていただきます。7ページをお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 石井税務課課長補佐。

●税務課課長補佐（石井 誠君） はい。まず、税務課所管分について説明いたします。7ページをお願いします。款1の国民健康保険税です。目が一般被保険者分と退職被保険者分に分かれておりますが、これの目2の退職被保険者の分はですね、平成20年度まででありました退職医療制度の分になります。経過措置として、令和元年度までは対象者がおりましたが、令和2年はもう対象者がおりませんので新規の課税はありませんでした。ですので令和2年度は滞納繰越分のみということになります。国保税全体でいきますと、調定額4億6,690万2,039円、収入済額4億2,559万7,036円、不納欠損額182万4,204円、収入未済額3,948万799円となっております。徴収率が91.2%となっており、前年度よりも1ポイント、1%上昇しております。現年度分滞納繰越分の別でいきますと現年度分が徴収率98.6%で0.7ポイントの上昇、滞納繰越分が徴収率24.1%で0.4ポイント下がっております。続きまして下段款3目1の督促手数料になります。収入済額、19万2,600円になります。不納欠損額8,700円です。続きまして9ページをお願いいたします。下段の款10項1の延滞金加算金及び過料です。目1の延滞金のみ収入がございまして110万7,247円です。続きまして歳出になります。12ページをご覧ください。歳出です。款1項2目1の賦課徴収費になります。節10の需用費は、納付書、督促状などの印刷製本費11万5,010円の支出になります。次に16ページをご覧ください。中段の款8、項1の償還金により還付加

算金です。目1のみ支出がありまして、被保険者、一般被保険者保険税還付金が96万9,100円支出しております。こちらは、年度を遡って被保険者の資格喪失をされた場合、また、所得の修正申告をされた場合に税額が減額となったときに歳出還付をするものです。以上で税務課所管分の説明を終わります。

◎議長(徳永 正道君) 説明が終わり、手挙げてくださいね。吉田健康福祉課課長補佐。

●健康推進課課長補佐(吉田 西子さん) はい。引き続きまして8ページ、健康推進課所管の説明をさせていただきます。上段の款4国庫支出金、項2国庫補助金、目1災害臨時特例補助金、節1の223万5,000円は、令和2年7月豪雨に伴う被災関係の補助金です。令和2年度は505件分となります。中段の款6県支出金です。項1県支出金補助金、節1保険給付費等交付金普通交付金は、被保険者の医療費に対して交付されるものです。節2保険給付費等交付金、特別交付金。備考欄をご覧ください。保険者努力支援分として医療費適正化に努力した市町村に交付される交付金のほか、国からの特別調整交付金、県繰入金、国及び県からの健康診査等負担金があります。最下段の款7財産収入です。こちらは基金の利子になります。9ページをお願いします。上段の8、款8繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険料軽減分保険基盤安定繰入金です。これは低所得者に応じた公費の繰入金となります。節4財政安定化支援事業繰入金は、低所得者世帯、病床数、高齢者割合などを勘案して算定された額を繰入っております。節1から節5まで合わせまして1億1,905万1億1,905万8,480円を一般会計から法定内で繰入っております。項2、基金繰入金は2,500万円を基金から繰入っております。款9繰越金は前年度の繰越金になります。10ページをお願いします。上段項2受託事業収入です。これは75歳以上の後期高齢者の健康診査に関わる費用を後期高齢者医療広域連合から交付を受けております。項3雑入、目1節1一般被保険者第三者納付金は、交通事故等第三者の行為の医療費を国保が立替えたものを受け入れるものです。令和2年度は1件分を受入れております。目3、節1被保険者等返納金は、主に主に保険者間の療養費調整金です。目7節1被保険者療養費等精算金は、過年度分の療養費等負担金の追加交付があったものです。11ページをお願いします。歳入合計が20億7,650万4,530円となっております。次に、歳出の説明をいたします。12ページをお願いします。款1総務費、目1一般管理費、支出済額1,016万1,520円は、経常的な経費でレセプト点検員2名に関わる費用、国保連合会へのレセプトの共同電算委託料、県の国保標準システムとの連携のためのシステム改修委託料等が主なものになっております。下段の項3運営協議会は、国保運営委員会に関わる経費です。令和2年度は2回開催しております。最下段の款2保険給付費、前年度から1.29%の減となっております。主な要因は、被保険者の減少かと思われます。13ページをお願いします。上段の項1療養諸費は、一般診療費、補装具、医師の指示によるはり灸あんま等の療養費となります。中段の項2高額療養費1億9,106万1,939円で前年度より549万8,893円増額になっております。下段の項4出産育児諸費は、国保の被保険者が出産した場合に、1人当たり42万と手数料分を支給するものです。令和2年度は14名分です。14ページをお願いします。上段の項5葬祭諸費です。被保険者が亡くなられた場合に、2万円を交付しております。令和2年度は24名分です。中段の款3国民健康保険納付金です。これは県に納付する分です。項1の医療費給付分は、医療費の負担金となります。項2後期高齢者支援金分は、後期高齢者の医療制度を支えるための保険者の負担分となります。項3介護納付金は、40歳以上60歳未満の第2被保険者の負担を納付しています。15ページをお願いします。上段の款5保健事業費です。項1保健事業費、節10需用費は、被保険者の健康増進や適正受診用のリーフレットを年4回全住民に配布しています。節12委託料は、国保連合会に疾病分類医療費通知、ジェネリック医薬品との差額通知、保健事業の評価分析などを行っている分となります。中段の項2特定健康診査等事業費、節1報酬は、平成29年度から看護師1名を雇用しまして、特定健診未受診者への受診勧奨や、健診後の医療機関への受診勧奨をしております。一部、被保険者以外の方も含まれますが、令和2年度は223人に対して、家庭訪問や電話での

勸奨をしております。節12委託料は、40歳以上70歳未満の国保の被保険者に対して行っております特定健診と特定保健指導に係る費用の保険者分の負担です。下段の款6基金積立てです。407万2,965円積立てしております。16ページをお願いします。16ページは、税務課のほうから説明がありましたので、17ページをお願いします。令和2年度実質収支に関する調書、国民健康保険特別会計区分1歳入総額21億7,650万5,000円。2歳出総額20億7,412万9,000円。3歳入歳出差引き額1億237万6,000円、5、実質収支額1億237万6,000円となっております。次に18ページをお願いします。財産に関する調書、国民健康保険特別会計、1基金国民健康保険財政調整基金前年度末現在高4億7,700万3,366円。決算年度中増減高マイナス2,092万7,035円。決算年度現在高4億5,607万6,331円となっております。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

日程第3 認定第3号

◎議長（徳永 正道君） 次に、日程第3、認定第3号、令和2年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし説明を求めます。吉田健康推進課長補佐。

●健康推進課課長補佐（吉田 西子さん） まず概要からです、令和2年度後期高齢者の概要です。被保険者数は3,003人で前年度より35人減少しております。1人当たりの医療費は86万2,343円で、前年度よりも5万2,603円減少しております。それでは5ページをお願いします。歳入から御説明させていただきます。5ページをお願いします。はい。上段款1後期高齢者医療保険料です。節1現年度分特別徴収保険料は年金からの天引き分です。節2現年度分普通徴収保険料は納付書それから口座振替によって徴収しております。節3は滞納繰越分普通徴収保険料です。節1から節3までの保険料を合わせました調定額が1億3,975万8,000円で、収入済み額が1億3,846万9,800円、不納欠損額が3万3,000円。収入未済額が125万7,900円となっております。中段の款3、繰入金です。一般会計より繰入れております。主なものは節2、保険基盤安定繰入金で、調定額及び収入済み額が7,103万2,232円となっております。下段の款4諸収入です。項2受託事業収入は、歯科口腔健康診査費を広域連合より受託したものです。6ページをお願いします。款5繰越金です。これは前年度の繰越金で310万3,435円となっております。以上で歳入の説明を終わります。次に、歳出の説明をさせていただきます。7ページをお願いします。上段款1総務費です。節1需用費は、保険料の納付書や窓あき封筒の印刷製本が主なものとなっております。節11役務費は保険証の郵送やシステム回線使用料です。2段目の款2後期高齢者、後期高齢者医療広域連合納付金です。これは被保険者被保険者保険料負担金とあわせて、一般会計から繰入れしました基盤安定負担金を広域連合に納めております。3段目の款3保健事業費です。これは保険者の歯科口腔健康診査の費用です。高齢者の経営よや誤嚥性肺炎を予防する目的で行っております。令和2年度は47名が受診されました。下段の款4支出金です。これは被保険者が亡くなった場合は、所得増減の修正があった場合に、被保険者などに対して還付するものです。最下段の款5予備費です。8ページをお願いします。備考をご覧ください。款2後期高齢者医療広域連合納付金、節18負担金補助金及び交付金2,000円。款4諸支出金、目1、節22償還金利子及び割引料に5万8,000円をそれぞれ充用しております。以上で歳出の説明を終わります。9ページをお願いします。令和2年度実質収支に関する調書です。後期高齢者医療特別会計区分1、歳入総額2億1,416万3,000円、2、歳出総額2億1,105万1,000円、3歳入歳出差引額311万2,000円、5実質収支額311万2,000円となっております。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

日程第4 認定第4号

◎議長（徳永 正道君） 次に日程第4、認定第4号、令和2年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。尾方高齢福祉課課長補佐。

●高齢福祉課課長補佐（尾方 圭君） では、令和2年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算について説明いたします。まず概要としまして、令和2年度末での65歳以上の被保険者5,613名のうち、要介護要支援の認定者数は917名で、64歳以下の認定者14名と合わせ、931名の介護認定率16.3%でありました。それでは、決算明細書につきまして歳入から説明いたします。7ページをお願いいたします。款1項1目1の第1号被保険者保険料ですが、現年度分特別徴収、現年度分普通徴収及び滞納繰越分普通徴収の介護保険料収入となっております。款3国庫支出金の項1目1介護給付費負担金ですが、介護給付費及び予防給付等に要する費用に係る国の負担であります。項2、目1の調整交付金は、市町村ごとの後期高齢者の割合や高齢者の所得状況の格差を調整するために交付されるものであります。目2の地域支援事業交付金は、町が行っております介護予防日常生活支援総合事業と包括的支援事業等に対する交付金であります。目3の介護保険事業補助金は、介護保険制度改正に伴うシステム改修に対する補助金であります。目4の保険者機能強化推進交付金及び目5の保険者機能努力、強化努力支援交付金につきましては、市町村の高齢者の自立支援重度化防止等に関する取組の達成状況を評価し、その事業ごとの評価に応じて交付金が支払われるものであります。次のページをお願いします。目6の介護保険災害臨時特例補助金につきましては、令和2年7月豪雨災害で被災された対象者の介護保険料の減免と介護サービス利用者負担額の免除の実績による補助金であります。款4項1目1の介護給付費交付金及び目2の地域支援事業支援交付金は、第2号被保険者の保険料を社会保険診療報酬支払い基金から介護給付費及び地域支援事業費に充てるものとして交付されるものであります。款5の県支出金につきましては、先に説明しました国からの介護給付費負担金等同様に県の負担割合に応じて受入れているものであります。款7項1目1の介護給付費繰入金は、町の負担分を繰入れたものであります。次のページをお願いします。目2のその他一般会計繰入金は、歳出の総務費に充てられる繰入金になります。目3の地域支援事業繰入金は、介護予防日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の負担金として、町の負担割合分を繰入れたものになります。目4の低所得者保険料軽減繰入金は、消費税による公費を投入し、低所得者の保険料軽減を行うもので、平成30年度から段階的に軽減幅を上げ、令和2年度で完全実施となっております。款8項1目1の繰越金は令和元年度からの繰越金になります。款9項2目2の返納金につきましては、所得修正等による支給要件変更に伴い、6名の方からグループホーム家賃助成や高額介護サービス費等を返納していただいたものになります。次のページをお願いします。款10項1目1の介護予防サービス計画費収入につきましては、介護予防サービス計画書及び介護予防ケアマネジメントの作成収入として、国保連合会から受入れたものです。以上、歳入合計は22億326万8,251円となります。続きまして歳出について説明いたします。次のページをお願いします。款1項1目1の一般管理費ですが、地域包括支援センター運営協議会の委員報酬や介護保険システム、地域包括支援センター管理システムの使用料等が主なものになります。款1項2目1の介護認定審査会等費ですが、認定調査員等の報酬、主治医意見書作成手数料、球磨郡介護認定審査会審査事業特別会計負担金が主なものになります。次のページをお願いします。項3目1の計画策定委員会費ですが、3年ごとに見直す必要がある高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定に係る款2の保険給付費ですが、要介護認定者の介護サービス、介護予防サービスに対する給付費等で17億9,499万169円を支出しております。次のページをお願いします。

款3、項1の償還金及び還付加算金につきましては、第1号被保険者への還付金及び国県支払い基金への令和元年度分の精算による返還金になります。項2の基金積立金につきましては、介護給付費準備基金に積立てたものであります。項3、繰入金につきましては、令和元年度の介護給付費等地域支援事業費に係る町の負担の精算分として一般会計へ繰り出しております。13ページから14ページにかけての款4項1の介護予防日常生活支援総合事業費につきましては、訪問通所配食などの介護予防生活支援サービス事業や一般介護予防事業として、令和2年度から開始した認知症予防の脳いきいき教室等にかかる費用となっております。次のページをお願いします。14ページから15ページにかけての項2包括的支援事業任意事業費につきましては、地域包括支援センターの人件費や、低所得者へのグループホーム家賃助成、支え合いの地域づくりを推進する生活支援体制整備等の各種事業にかかる費用となっております。16ページをお願いします。以上、歳出合計は20億8,976万20億8,973万6,651円となります。次のページをお願いします。令和2年度実質収支に関する調書となります。歳入総額22億326万9,000円、歳出総額20億890万70、20億8,973万7,000円。歳入歳出差引き額1億1,353万2,000円となります。実質収支額も同額となります。次のページをお願いします。介護保険給付費準備基金ですが、前年度末現在高4,650万678円に、決算年度中増減高1億39万5,982円を追加しまして決算年度末現在高は1億4,689万6,660円となります。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

日程第5 認定第5号

◎議長（徳永 正道君） 次に、日程第5、認定第5号、令和2年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。前田認定審査会事務局長。

●認定審査会局長（前田 和博君） 認定第5号について説明申し上げます。まず概要ですけれども、令和2年度の球磨郡障害認定審査事業につきまして、簡単に説明いたします。球磨郡障害認定審査会は、原則月2回開催で、令和2年度は22回開催し、132件の障害支援区分の審査判定を行っております。審査会の委員は、身体、知的、精神、難病に関する学識経験者21名の方をお願いをしております。委員の任期は2年となっております。また1合議体、これ1グループですが4名、一部5名で認定審査を行っていただいております。それでは決算書の5ページをお願いします。歳入から説明いたします。款の1分担金及び負担金、節1認定審査事業負担金、501万1,040円ですが、これは球磨郡障害認定審査会共同設置規約の実施に関する協定書の規定により算定をし、審査会事務局がありますあさぎり町を除いた郡内8町村分の負担金でございます。款の2繰入金、節の1一般会計繰入金94万1,960円ですが、これはあさぎり町の負担金を繰入れたものです。款3繰越金ですが、これ148万8,013円ですけれども、令和元年度の繰越金でございます。繰越金につきましては、例年前年度の繰越金を翌年度の町村負担金で精算しておりましたが、審査会事務局の今後の移転等で経費がかかることも想定されるため、令和元年度及び令和2年度におきましては、前年度の繰越金の精算を行っていないところでございます。歳入合計が744万1,013円となります。続きまして6ページをお願いします。歳出につきまして説明します。款の1総務費、節の1報酬、374万3,044円ですが、これは会計年度任用職員1名と障害認定審査会委員21名分の報酬でございます。節の3職員手当等、節の4共済費、につきましては、審査会事務局の会計年度職員及び、会計年度任用職員の1名分の人件費でございます。節8旅費25万5,000円ですが、これは主に審査会委員の費用弁償となります。節の10需用費ですが、23万4,778円ということで、事務用品等の消耗品、それから公用車の燃料それから審査会があります福祉センターの上下水道料等でございます。11役務費4万120円につきましては、電気料及び切手代でございます。節の13使用料及び賃借料、29万6,251円ですが、

これは主にパソコン、コピー機等の事務機器の使用料でございます。18の節の18の負担金補助及び交付金8,784円ですが、これは多良木町からの派遣職員の人件費、これは時間外手当相当分でございます。の負担金でございます。予備費の支出はございませんでした。歳出合計が520万4,157円となります。次に7ページをお願いします。実質収支に関する調書です。1歳入総額が744万1,000円。2歳出総額が520万4,000円。3歳入歳出差引額が223万7,000円。5番の実質収支額も同額です。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

日程第6 認定第6号

◎議長（徳永 正道君） 次に、日程第6、認定第6号、令和2年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。前田認定審査会事務局長。

●認定審査会局長（前田 和博君） 認定第6号について説明申し上げます。最初に概要ですが、令和2年度の介護認定審査事業につきまして簡単に説明いたします。審査会は原則週3回月12回を目途に令和2年度は127回開催し、3,431件の要介護認定の審査判定を行っております。審査会の委員は、医療福祉保健に関する学識経験者65名の方をお願いをしております。委員の任3期は障害認定と同じく2年間でございます。また、1合議体当たり、これ1グループですが4名で審査、認定審査を行っていただいております。それでは5ページをお願いします。歳入から御説明いたします。款の1分担金及び負担金、節の1介護認定審査事業負担金ですが、2,882万3,917円ということで、こちらは共同設置規約の実施に関する協定書の規定により算出し、審査会事務局でありますあさぎり町を除いた郡内8町村分の負担金でございます。款の2繰入金、節の1介護保険特別会計繰入金656万1,083円ですが、これはあさぎり町の負担金を繰入れたものでございます。款の3繰越金、節の1繰越金、503万1,197円ですが、これは令和元年度の繰越金です。こちらの障害のほうと審査会と同様に、例年、前年度の繰越金を翌年度の町村負担金で精算しておりますが、事務局の今後の移転等で経費がかかることも想定をして、令和元年度及び令和2年度におきましては、前年度の繰越金の精算を行っていないところでございます。歳入合計が4,041万6,197円でございます。6ページをお願いします。歳出について説明いたします。款の1総務費、節の1報酬ですが、会計年度任用職員3名、審査会委員、委員の方65名の報酬でございます。節の2給料、節の3職員手当と、節の4共済費につきましては、審査会事務局職員1名と会計年度職員3名の人件費でございます。なお共済費において節10需用費から6,000円を利用しておりますが、これは雇用保険料の不足のための支出でございます。節の7報償費14万3,740円ですが、これは介護認定審査委員現任期研修会時の講師の謝礼でございます。旅費の節の8旅費、131万4,500円ですが、これは主に審査会委員の審査会時の費用弁償でございます。節の10需用費72万8,559円ですが、主な内訳としまして介護認定審査会を行う際に使用いたします標準化チェックシートというものの購入費、それから事務用品等の消耗品、それから公用車の燃料と審査会のあります福祉センターの電気、上下水道料等でございます。節の11役務費55万7,010円ですが、これは事務局と球磨郡の構成町村をつなぎますネットワークシステムの接続利用料、ほかに切手代、電話代、事務局公用車保険料等でございます。7ページをお願いします。節の12委託料191万4,000円ですが、これは球磨郡介護保険総合ネットワークシステムの保守管理業務委託料です。節の13使用料及び賃借料136万8,795円ですが、これは、機器のレンタル料、職員のパソコンの使用料、コピー機等の事務機器使用料、使用料でございます。18、節の18、負担金補助及び交付金512万5,370円ですが、これは多良木町から多良木町からの派遣職員の人件費に係る負担金でございます。節の26、公課費6,600円ですが、これは公用車の自動車重量税でございます。予備費につき

ましての支出はございませんでした。以上歳出、歳出合計が3,209万7,216円でございます。8ページをお願いします。実質収支に関する調書です。1歳入総額4,041万6,000円。2歳出総額3,209万7,000円。3歳入歳出差引額831万9,000円。5の実質収支額も同額です。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。お諮りします。明日15日は各種委員会開催予定のために休会としたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、明日15日は休会とすることに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました本日はこれで散会します。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

午後4時43分 散会